# 彦根市公共施設等総合管理計画

安全・安心な公共施設マネジメントの確立

平成 28 年(2016 年)3 月 令和 4 年(2022 年)3 月改訂

彦 根 市

目	次	
第1	章 計画の趣旨と計画期間	1
1	計画の趣旨	1
2	令和3年度における計画の改訂	1
3	計画の期間	1
4	対象とする範囲	2
第2	章 公共施設等の現況と将来の見通し	3
1	公共建築物の状況	3
	(1) 延床面積の状況	3
	(2) 建築年度別の延床面積の状況	4
	(3) 耐震化整備の状況	5
	(4) 維持管理経費の状況	5
	(5) 有形固定資産減価償却率の推移	6
2	人口一人当たりの公共建築物延床面積	7
3	公共建築物の更新等にかかる将来コストの見込み	9
4	都市基盤施設の状況	. 11
	(1) 都市基盤施設の概況	. 11
	(2) 主な都市基盤施設の状況	. 11
	(3) 都市基盤施設の更新と財政負担	. 15
5	文化財施設の状況	. 17
6	公共施設等の更新等に伴う将来負担	
	(1) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み	
第3	3章 人口推計と財政状況の変化	. 19
1	人口の動向および将来の見通し	. 19
	(1) 人口の動向	. 19
	(2) 将来人口	
2	財政状況の変化	
	(1) 歳入の状況	
	(2) 歳出の状況	
	(3) 財政の見通し	
第 4	章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
1	基本理念・基本目標	
2	計画の体系	
3	数値目標の設定	
	(1) 総量見直しの考え方	
	(2) 計画の進捗および数値目標の再設定	
4	7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7	
	(1) 公共建築物	
	(2) 都市基盤施設	. 32

	(3)	文化財施設	32
	(4)	過去に行った公共施設マネジメントの内容	33
5	施討	<b>段類型ごとの管理に関する基本的な方針</b>	35
	(1)	公共建築物	36
	(2)	都市基盤施設	46
第 5	章	マネジメントの推進体制	48
1	情幸	<b>股管理および共有方策</b>	48
2	フォ	トローアップの実施方針	48

### 第1章 計画の趣旨と計画期間

### 1 計画の趣旨

本市では、所有する公共施設等のうち、平成26年度末時点で建物の4割以上が建築後30年以上経過しており、これから大量に更新<sup>\*1</sup>時期を迎えることから、これら施設の更新費用は今後大きな負担となることが予想されます。

一方で、財政状況については、平成27年度から学校給食センターの運用開始に伴うランニングコスト\*\*2が新たに発生しているほか、高い水準で推移している病院事業会計や下水道事業会計に対する繰出金\*\*3に加え、介護保険事業会計などに対する繰出金についても増加傾向にあります。さらに、大型の継続事業や今後着手が見込まれる大型の投資的事業も控えており、今後、ますます厳しいものとなることが予想されることから、施設サービスを現状のまま維持していくことは、困難な状況となっています。今後、人口減少や少子高齢化\*\*4等により公共施設等の利用需要も変化していくことが予想され、地域社会の実情に合った将来のまちづくりの視点が求められます。

以上のことを踏まえ、今後も必要な市民サービスを提供していくため、公共施設全体を把握し、計画的な更新、統廃合、長寿命化<sup>※5</sup>を検討するとともに、財源の確保や効率的、効果的な施設運営等によってコストと便益が最適な状態で保たれた上で、安全・安心な公共施設マネジメント<sup>※6</sup>を確立するための骨子となる公共施設等総合管理計画を策定します。

なお、本計画における「公共施設等」とは、本市が所有する施設で、学校、公営住宅、庁舎等の「公 共建築物」、道路、橋りょう、上水道施設、下水道施設、公園などの「都市基盤施設」および「文化財 施設」とします。

#### 2 令和3年度における計画の改訂

総務省策定の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が平成30年2月に改訂されるとともに、令和3年1月には「公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項」が発出され、地方公共団体においては、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うよう通知されました。

見直しに当たって記載すべき事項として、施設保有数の推移や個別施設計画の内容を踏まえた「維持・更新に係る経費」、「長寿命化対策を反映した場合の見込み」、「対策の効果額」といった数値の精緻化等が示されたことから、本市においては、これまで策定を行ってきた個別施設計画の内容を集約・統合することで、改めて今後の公共施設マネジメントのあり方を検討することとし、令和4年3月付けで本計画の一部改訂を行います。

#### 3 計画の期間

公共建築物の建替え時期を建築後おおよそ60年と仮定すると、本市では高度経済成長期<sup>\*7</sup>以降に整備された公共建築物の多くが令和17年度~令和27年度にかけて建替え時期(注)を迎えることから、今後、公共建築物をはじめとする公共施設等のマネジメントが求められます。よって、平成28年度から令和27年度までの30年間を見通しつつ、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、10年を単位に計画を策定することとし、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とします。

注: p.9 「公共建築物の更新等にかかる将来コストの見込み」参照

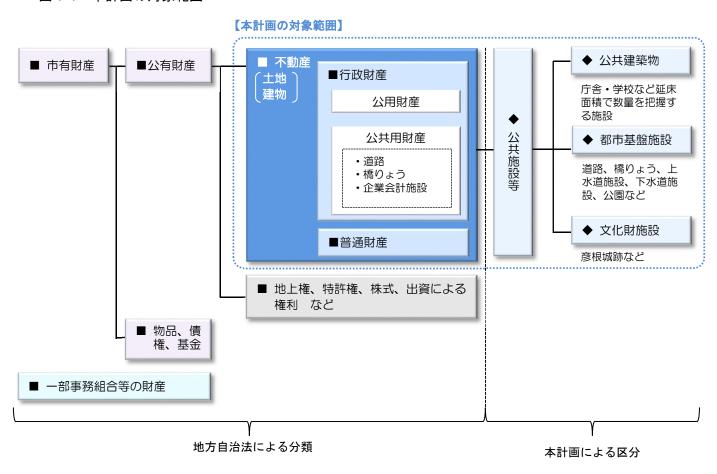
### 4 対象とする範囲

地方自治法上、地方公共団体が保有する財産は、公有財産・物品・債権・基金に分類されます。また、 公有財産は、不動産(土地・建物)や地上権、特許権などに分類されます。

本計画では、公有財産のうち不動産(土地・建物)に属する行政財産(道路・橋りょうや企業会計施設を含む。)および普通財産を「公共施設等」として対象範囲にします。

なお、本計画では、「公共施設等」を庁舎・学校など延床面積<sup>※8</sup>で数量を把握する「公共建築物」と、 道路、橋りょう、上水道施設、下水道施設、公園などの「都市基盤施設」および、彦根城跡などの「文 化財施設」に区分することとします。

#### 図 1-1 本計画の対象範囲



<sup>※8</sup> 巻末資料「用語解説」参照

### 第2章 公共施設等の現況と将来の見通し

#### 1 公共建築物の状況

#### (1) 延床面積の状況

令和2年度末時点で、公共建築物は199施設あります。これら施設の延床面積の合計は約365,995㎡であり、その内訳は、学校教育系施設が44.3%と最も多く、次いで医療施設が11.0%、公営住宅が9.8%、市民文化系施設が9.6%となっており、この4分類で全体の約4分の3を占めています。

#### 図 2-1 公共建築物延床面積の割合

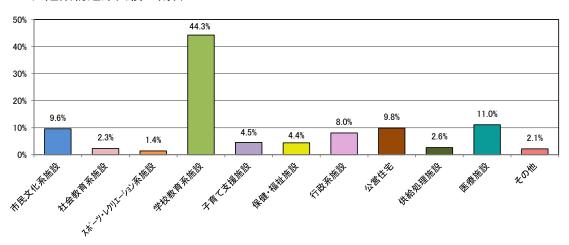


表 2-1 施設類型ごとの延床面積

衣と 1 旭改規主ことの連外面債							
	当初	策定時	改訂時				主な
大分類	(平成 26 年度末時点)		(令和2年度末時点)			増減	増減
	施設数	延床面積	施設数	延床面積	構成比		理由
市民文化系施設	15 施設	34,984 m	15 施設	34,989 m	9.6%	+5 m²	
社会教育系施設	6 施設	9,180 m	5 施設	8,333 m	2.3%	-847 m²	<b>%1</b>
スポーツ・レクリエーション系施設	12 施設	9,803 m	11 施設	5,027 m	1.4%	-4,776 m	<b>%</b> 2
学校教育系施設	25 施設	160,630 m	25 施設	161,960 m	44.3%	+1,330 m	<b>%</b> 3
子育て支援施設	23 施設	14,730 m	24 施設	16,593 m	4.5%	+1,863 m	<b>%4</b>
保健・福祉施設	18 施設	15,587 m	18 施設	15,955 m²	4.4%	+368 m²	<b>%</b> 5
行政系施設	42 施設	21,621 m	43 施設	29,458 m	8.0%	+7,837 m	<b>%</b> 6
公営住宅	29 施設	39,039 m	27 施設	35,895 m²	9.8%	−3,144 m <sup>2</sup>	<b>※</b> 7
供給処理施設	2 施設	9,743 m	2 施設	9,541 m	2.6%	−202 m²	
医療施設	2 施設	40,415 m	2 施設	40,415 m	11.0%	0 m²	
その他	24 施設	6,858 m	27 施設	7,829 m²	2.1%	+971 m²	<b>%8</b>
総計	198 施設	362,590 m	199 施設	365,995 m²	100.0 %	+3,405 m	

出典:公有財産台帳

注:ここでは都市基盤施設および文化財施設は含まない。

注:※1:開国記念館を文化財施設へ変更 ※2:市民体育センターの解体 ※3:河瀬小学校の増築

※4: 彦根幼稚園池州分園および平田幼稚園の解体、平田こども園、河瀬小学校放課後児童クラブ室および佐和山小学校放課後児童クラブ室の新設

※5:発達支援センターの増築 ※6:本庁舎の増築、城南小学校防災備蓄倉庫の新設

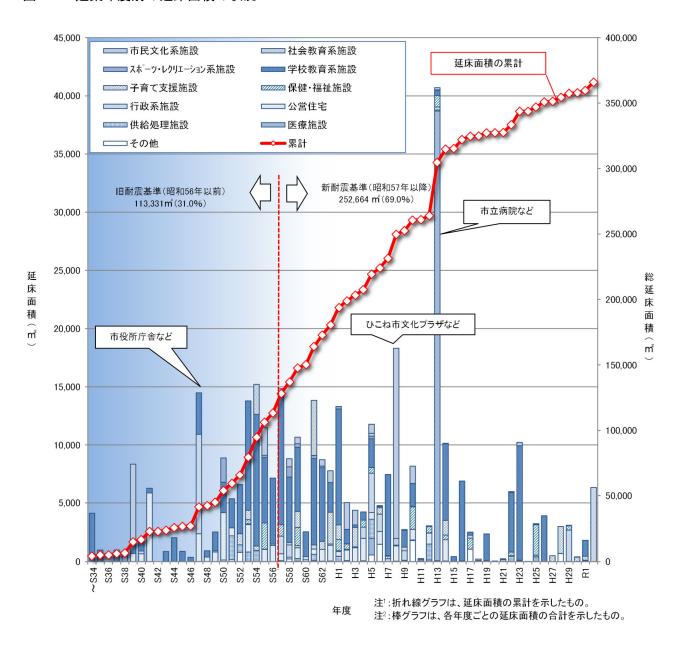
※7:西沼波住宅および高宮南住宅の解体、開出今団地等の減築

※8:八景亭を文化財施設へ変更、旧湖城荘等の解体、彦根駅自由通路等の追加

#### (2) 建築年度別の延床面積の状況

建築年度別の延床面積の状況については、昭和50年度から平成元年度にかけて学校教育系施設を中心に公共建築物を集中的に整備してきました。その後は新たな整備はやや減少しますが、平成8年度にはひこね市文化プラザ、平成13年度には市立病院の整備によって、延床面積が大きく増加しています。公共施設の69.0%は建築基準法に基づく新耐震基準となった昭和57年度以降に建築されています。また、令和2年度末現在において、全公共建築物の54.3%が建築から30年以上、72.1%が建築から20年以上経過しています。現状のまま推移すると築30年以上の建物の割合がさらに増加することとなり、これら老朽化※9した公共建築物に対し、今後、多額の維持補修費や更新費用が必要となることが見込まれます。

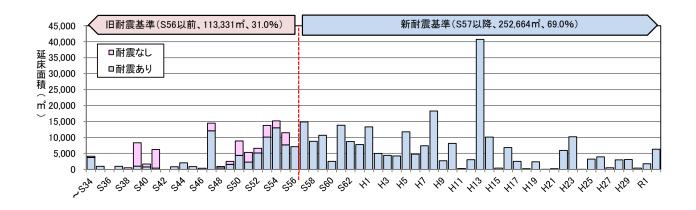
#### 図 2-2 建築年度別の延床面積の状況



#### (3) 耐震化整備の状況

公共建築物のうち、全体の69.0%が新耐震基準によるもの、残りの31.0%が旧耐震基準によるものとなっています。また、旧耐震基準の施設のうち耐震化整備未実施の施設は公共建築物全体の約10%となっていますが、利用者の安全確保の観点では、主たる公共施設の耐震補強等は完了しています。

#### 図 2-3 年別延床面積における耐震化の状況

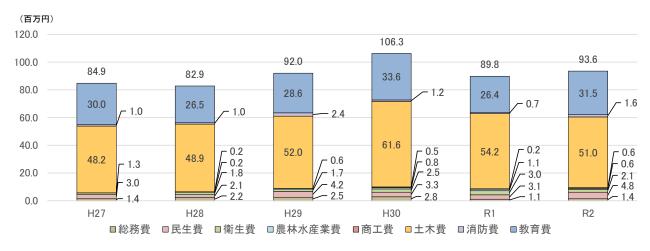


#### (4) 維持管理経費の状況

本市が管理する公共用施設等の維持に要する経費である維持補修費の決算額は、普通会計<sup>※10</sup>決算に おける平成27年度から令和2年度の過去6年間の平均で約0.93億円となっています。

令和2年度の維持補修費の内訳を目的別に見ると、土木費の0.51億円(維持補修費総額の54.5%)、教育費の0.32億円(33.7%)となっており、道路や橋りょう、公営住宅等の土木関係施設、小・中学校等の教育関係施設に係るものの合計で維持補修費総額の88.2%を占めています。また、過去6年間を見ても同様の傾向が見られ、土木関係施設と教育関係施設に係る経費が9割前後を占めています。

#### 図 2-4 年度別の維持管理経費



出典:平成27年度~令和2年度地方財政状況調査票

#### (5) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率<sup>※11</sup>は、本市が保有する公共施設等が、耐用年数に対して資産取得からどの程度経過しているかを把握し、資産老朽化のおおよその度合を測ることができる指標です。

下表に示すとおり、他の類似団体と比べ、本市の減価償却率は比較的低いものの、使用期間が耐用年数を経過、または耐用年数に迫る施設もあることから、計画的な施設等の老朽化対策、集約化などに取り組んでいく必要があります。

表 2-2 彦根市の有形固定資産減価償却率

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
彦根市	52.1%	55.0%	56.6%

表 2-3 類似団体の有形固定資産減価償却率

類似団体	平成 29 年度	平成 30 年度
石巻市	55.5%	56.6%
古河市	54.6%	56.3%
足利市	61.8%	-
佐野市	55.8%	57.7%
桐生市	64.3%	65.8%
加須市	62.2%	63.7%
小松市	58.4%	59.0%
白山市	57.9%	59.0%
各務原市	65.2%	66.8%
富士宮市	57.9%	59.4%
焼津市	45.4%	47.3%
掛川市	60.7%	62.3%
藤枝市	62.3%	63.8%
瀬戸市	56.8%	58.3%
半田市	66.7%	67.3%
刈谷市	60.7%	61.4%
小牧市	57.8%	59.4%
稲沢市	65.2%	66.4%
東海市	57.1%	58.4%
桑名市	62.8%	64.6%
長浜市	56.0%	57.4%
草津市	48.1%	50.1%
東近江市	50.4%	51.4%
大東市	66.7%	66.7%
尾道市	64.3%	65.7%
防府市	60.2%	61.4%
周南市	63.9%	62.5%
丸亀市	46.5%	47.1%
新居浜市	55.0%	56.3%

出典:総務省 HP 平成30年度 統一的な基準による財務書類に関する情報より抜粋

注:類似団体とは、市町村の態様を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、しかも容易、かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定された類型により、大都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村ごとに団体を分別したもの。

彦根市の場合、人口 10 万人以上 15 万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次 10%未満かつⅢ次 65%未満の市に分類される。

6

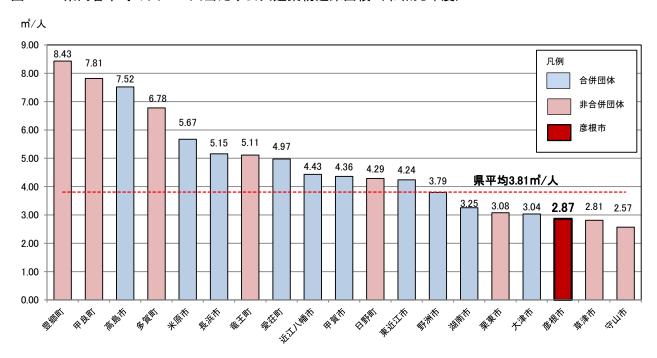
<sup>※11</sup> 巻末資料「用語解説」参照

### 2 人口一人当たりの公共建築物延床面積

総務省が調査した公共施設状況調経年比較表のデータを用いて、他都市との比較を行ったところ、本市が所有する公共建築物の延床面積を人口で除した「市民一人当たりの延床面積」は2.87㎡となっています。総務省の調査による滋賀県の人口一人当たりの延床面積の平均値は3.81㎡、類似団体における平均では3.64㎡、類似団体のうち非合併団体(平成の市町村合併を行わなかった団体)の平均では3.20㎡となっており、いずれの値と比較しても低い状況にあります。

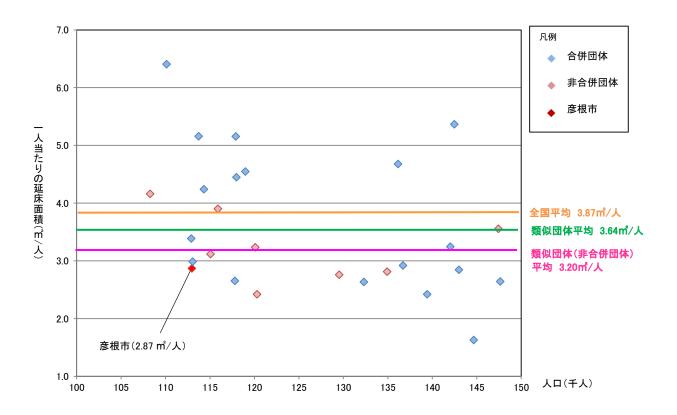
しかしながら、今後、厳しい財政状況が続く中で、老朽化した施設に対する更新費等の財源を確保することは厳しくなると予想されます。市民が安全に施設を利用できるよう適正に管理していくために、さらなる総量削減や再編は避けて通れない課題です。

### 図 2-5 県内各市町の人ロー人当たり公共建築物延床面積(令和元年度)



資料:公共施設状況調経年比較表(市町村経年比較表・令和元年末現在)(総務省)より集計注:類似団体との比較を行うため、公表されている令和元年度末時点での数値を用いたもの。

### 図 2-6 類似団体の人口一人当たり公共建築物延床面積(令和元年度)



資料:公共施設状況調経年比較表(市町村経年比較表・令和元年) (総務省) より集計

類似団体(非合併)平均値は「類似団体(非合併)の合計延床面積」:「類似団体(非合併)の合計人口」

注:人口は、住民基本台帳 (R2.1.1) による。

注:類似団体との比較を行うため、公表されている令和元年度末時点での数値を用いたもの。

### 3 公共建築物の更新等にかかる将来コストの見込み

公共建築物の老朽化問題は全国的な課題となっており、総務省は将来の更新費用を試算するソフト (以下、「更新費用試算ソフト」という。)を公表しています。この更新費用試算ソフトを用いた試算に よると、現在、本市が保有する施設をそのまま維持する場合、令和37年までの今後35年間では約1,094 億円の更新費用が必要となり、これを1年当たりで見ると平均約31億円となります。内訳を見ると学 校教育系施設を中心に大規模改修<sup>※12</sup>が必要な施設が多数あり、令和7年度までの間に集中して平均年間 約37億円の更新費用が発生する見込みです。

この費用は、今後、市税などの経常的に収入される一般財源<sup>※13</sup>が平成 26 年度から令和 2 年度までの 決算の平均をベースに約 286 億円で推移していくと仮定すると、約 13%に相当し、計画的な財政運営が 必要となります。

	公共建築物の更新費用
過去5年間の平均コスト(A)	25.4 億円
今後 35 年間の平均コスト (B)	31.2 億円
将来試算の超過分コスト(B)-(A)	5.8 億円

注:過去5年間の平均コストは、公共施設の維持管理に係る委託料、修繕料、工事請負費の実績額 から算出しています。

### 図 2-7 公共建築物の大規模改修、建替えにかかる将来コストの推移

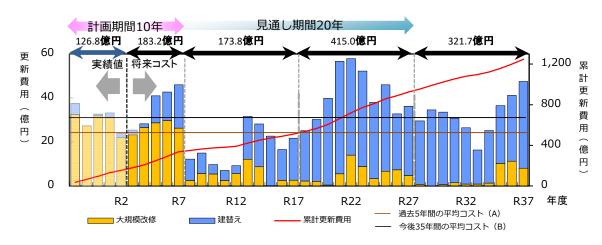
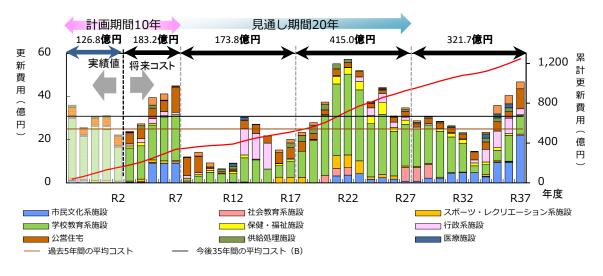


図 2-8 用途別公共建築物の大規模改修、建替えにかかる将来コストの推移



### ■更新費用試算ソフトにおける試算条件

- ・ 大規模改修:実施年数は築30年とし、改修期間は2年とする。また、現時点で積み残している改修は、 今後10年の間に実施する。
- ・ 建 替 え:築60年で建替えとし、建替え期間を3年とする。また、現時点で積み残している建替えは、 今後10年の間に実施する。
- ・ 単 価 設 定:大規模改修および建替えに要する費用の単価は、次表のとおりとする。なお、単価には 建替えに伴う解体、仮設移転費用、設計料等を含む。(出典:「地方公共団体の財政分 析等に関する調査研究会報告書」財団法人自治総合センター)
- ・ 対 象:棟の延床面積50m<sup>2</sup>以上を対象とする。

#### (参考) 単価表

大規	模改修			
	市民文化系施設	25	万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
	社会教育系施設	25	万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
	スポーツ・レクリエーション系施設	20	万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
	学校教育系施設	17	万円/㎡	(トイレ改修等社会的改修含む)
	子育て支援施設	17	万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
	保健・福祉施設	20	万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
	行政系施設	25	万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
	公営住宅	17	万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
	供給処理施設	20	万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
	医療施設	25	万円/㎡	(トイレ改修等社会的改修含む)
	その他	20	万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
建替	え			
	市民文化系施設	40	万円/㎡	(解体費含む)
	社会教育系施設	40	万円/㎡	(解体・グラウンド整備費含む)
	スポーツ・レクリエーション系施設	36	万円/㎡	(解体費含む)
	学校教育系施設	33	万円/㎡	(解体・グラウンド整備費含む)
	子育て支援施設	33	万円/㎡	(解体費含む)
	保健・福祉施設	36	万円/㎡	(解体費含む)
	行政系施設	40	万円/㎡	(解体費含む)
	公営住宅	28	万円/㎡	(解体費含む)
	供給処理施設	36	万円/㎡	(解体費含む)
	医療施設	40	万円/㎡	(解体費含む)
	その他	36	万円/㎡	(解体費含む)

#### 4 都市基盤施設の状況

#### (1) 都市基盤施設の概況

道路、橋りょう、上水道施設、下水道施設、公園などの都市基盤施設は、産業、経済、文化の発展の基盤であり、市民生活や地域経済の活動を支えています。

これら都市基盤施設は、利用者の安全性の確保や安定した供給・処理が行われることが極めて重要であり、定期的に点検・診断を行い、その結果に基づき適切にメンテナンスをしていくなど、最適に維持管理していくことが重要となります。

#### 表 2-4 都市基盤施設の保有量

種別	主な施設	施設数
道路	一般道路実延長	643,211m
橋りょう	橋りょう本数	491 橋、29,600 ㎡
河川	準用河川延長	4本、9,214m
上水道	管路延長	794,047m
下水道	管渠延長	578,200m
公園	都市公園数、供用※14面積	88 公園、86.7ha
農道	道路延長	12,930m
林道	道路延長	20,021m
農道における橋りょう	橋りょう本数	7 橋、3,897 ㎡
林道における橋りょう	橋りょう本数	1 橋、26 ㎡
林道におけるトンネル	トンネル本数	1 本、203m
基幹排水路	基幹排水路延長	3本、6,182m
農村下水道	処理施設数、管渠延長	7 処理場、44,112m
漁港	施設数	3 施設

注:1ha = 10,000 m<sup>2</sup>

注:上記の数値は、令和2年度末時点の各台帳データを用いて作成(農道における橋りょう、 林道における橋りょうおよび林道におけるトンネルは令和3年11月時点)。

#### (2) 主な都市基盤施設の状況

主な都市基盤施設の状況は以下のとおりとなります。

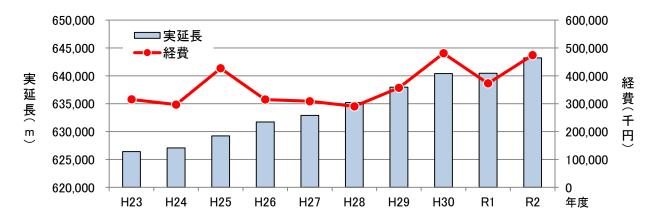
#### ① 道路

一般道路は毎年新設されており、平成23年度からの10年間で約19,300m延長され、令和2年度 末現在の実延長は643,211mとなっています。また、経費については、過去5年間の決算状況を見 ると、6億円から14億円の間で推移しており、今後も同程度必要となることが見込まれます。

なお、限られた財源の中で、適正に道路を新設・維持していくためには、予防保全\*\*15の取組が必要となります。

<sup>※14-15</sup> 巻末資料「用語解説」参照

図 2-9 道路の実延長および経費の推移(過去 10 年間)



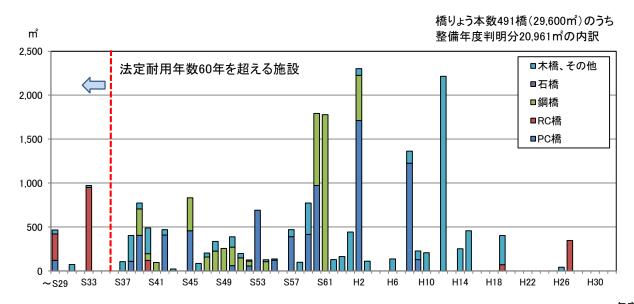
#### ② 橋りょう

橋りょうは、491橋、29,600㎡となっており、特に、昭和60年度から平成2年度にかけて集中的に整備されています。

財務省令「減価償却資産の耐用年数<sup>\*\*16</sup>等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」によれば、橋りょうの法定耐用年数<sup>\*\*17</sup>は60年とされており、橋りょうの大半は法定耐用年数を経過しておりませんが、令和18年には5分の1以上(約20%)が法定耐用年数を経過するなど老朽化が進むことから更新費用の増加が予想されます。

このため、限られた財源の中で、適正に橋りょうを維持していくためには、予防保全の取組が 必要となります。

図 2-10 橋りょうの構造別年度別整備面積



年度

#### ③ 上水道施設

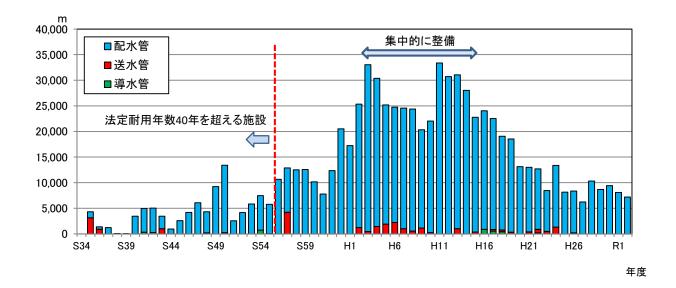
本市の水道事業は、昭和32年度より計画を進め、昭和35年に初めて市街地西部地域に給水を開始して以来、清浄、豊富、低廉な水の安定供給を目指し、市民の水需要の多様化に対応してきました。

その結果、令和2年度末現在、管路延長794,047mとなり、ほぼ全市域への給水が可能となっています。

しかし、地方公営企業法施行規則における「法定耐用年数(40年)」を基準にすると令和2年度末には、約11%の管路がすでに法定耐用年数を経過しており、さらに令和22年には約63%、令和32年には約89%の管路が老朽化することが見込まれます。

今後は、水道水の安定給水の確保のみならず、計画的かつ効率的な維持管理の取組や地震等災害に強いライフラインとしての水道づくりに努め、より安全で良質な水道水を提供していくための水質保全対策の充実を図っていく必要があります。

#### 図 2-11 上水道管の年度別整備状況

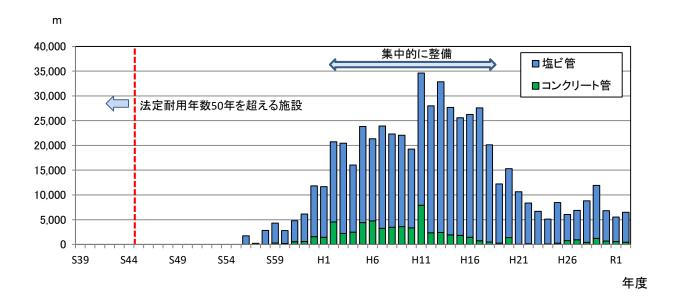


### ④ 下水道施設

本市では、琵琶湖流域下水道東北部処理区の関連公共下水道事業として、昭和57年1月30日に 計画決定し、同年2月8日に事業認可を受け、下水道事業に着手しました。以後市街地の下流側から建設に入り、上流側に向けて、順次整備拡大を図っているところであり、令和2年度末現在、下水道管の総延長は578,200mとなっています。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による下水道管の法定耐用年数は50年とされており、下水道管は法定耐用年数を経過しておりませんが、今後、平成元年ごろから集中的に整備された施設が一斉に更新時期を迎え、令和32年には約52%の下水道管が老朽化することから、長寿命化と適切な維持管理の取組を進めることが重要となります。

### 図 2-12 下水道管の年度別整備状況



#### ⑤ 公園

都市公園は、昭和28年の外馬場公園の供用開始以降、順次整備を進め、令和2年度末現在では 総合公園、地区公園、近隣公園、街区公園を合わせて総面積86.7haを供用開始しています。

公園は、多くの利用者が散策や自由なレクリエーション等の様々な目的で訪れることから、各施設の機能を適正・安全かつ持続的に継続させ、利用者の安全を確保していく必要があります。このため、従来の定期点検および日常点検を継続するとともに、ライフサイクルコスト\*18縮減の観点から、施設の適切な点検や維持補修等の予防保全、予測保全\*19的管理を実施する必要があります。

表 2-5 都市公園一覧

公園種別	主な公園	公園数	供用面積
総合公園	金亀公園、荒神山公園、千鳥ヶ丘公園	3 公園	64.5ha
地区公園	庄堺公園	1 公園	4.2ha
近隣公園	旭森公園、東山公園、福満公園、鳥居本公園	4 公園	4.6ha
街区公園	外馬場公園、大東公園、大藪児童公園 ほか	80 公園	13.4ha
	合計	88 公園	86.7ha

<sup>※18-19</sup> 巻末資料「用語解説」参照

#### (3) 都市基盤施設の更新と財政負担

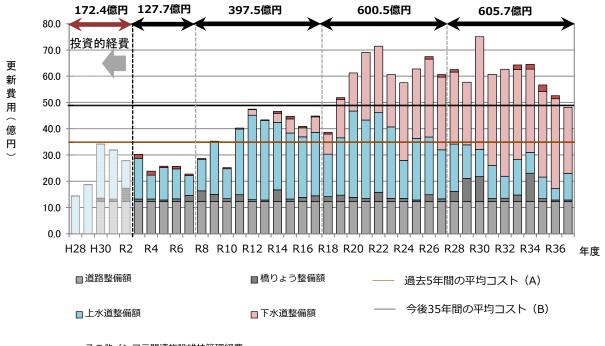
更新費用試算ソフトを用いて、令和37年までの今後35年間で必要となる更新費用を試算すると以下のとおりとなります。令和37年までの今後35年間で約1,731億円の更新費用が必要となり、これを1年当たりで見ると平均約50億円となり、過去5年間の投資的経費\*\*20の実績と比較すると毎年度約15億円の追加費用が必要となると考えられます。

都市基盤施設は市民生活に必要不可欠なものであるため、整備状況や老朽化の度合い等から安全性や保全の優先度を考慮し、計画的な更新・補修を行う必要がありますが、更新費用の捻出が大きな課題となります。

	都市基盤施設の更新費用
過去5年間の平均コスト(A)(注)	34.5 億円
今後 35 年間の平均コスト (B)	49.5 億円
将来試算の超過分コスト(B)-(A)	15.0 億円

注:過去5年間の平均コストは、平成28年度~令和2年度の修繕料や工事請負費等の平均値。

#### 図 2-13 都市基盤施設の更新にかかる将来コストの推移



■ その他インフラ関連施設維持管理経費

15

<sup>※20</sup> 巻末資料「用語解説」参照

### ■総務省の更新費用試算ソフトにおける試算条件

#### 【道路】

・単価は、「道路統計年報2009」(全国道路利用者会議)に示された舗装補修事業費を舗装補修事業量で割って算定されたものから設定。

種別	更新単価(円/㎡)
一般道路	4,700

※耐用年数15年

### 【橋りょう】

・単価は、道路橋年報(平成19・20年度版)に示された道路橋の工事実績を基に設定。

種別	更新単価(千円/㎡)	備考
RC橋、PC橋 、石橋、木橋 、その他	413	PC橋に更新
鋼橋	500	鋼橋に更新

※耐用年数60年

### 【上水道】

・布設替え<sup>※21</sup>のm当たり単価は、下水道と同等とし、流域別下水道整備総合計画調査指針等を参考に

設定。

導水管/送水管				
管径	単価 (千円/m)			
300㎜未満	100			
300~500mm未満	114			
500~1,000mm未満	161			
1000~1,500mm未満	345			
1500~2,000㎜未満	742			
2,000㎜以上	923			

配水管					
管径	単価 (千円/m)	管径	単価 (千円/m)		
150mm以下	97	800 mm以下	178		
200mm以下	100	900㎜以下	199		
250mm以下	103	1,000mm以下	224		
300㎜以下	106	1,100mm以下	250		
350mm以下	111	1,200mm以下	279		
400mm以下	116	1,350mm以下	628		
450mm以下	121	1,500mm以下	678		
550mm以下	128	1,650mm以下	738		
600mm以下	142	1,800mm以下	810		
700mm以下	158	2,000mm以上	923		

※耐用年数40年

※耐用年数40年

#### 【下水道】

・単価は、更生工法※22を前提とし、流域別下水道整備総合計画調査指針等を参考に設定。

管径別 管径	更新単価(千円/m)	備考
250mm以下	61	更生工法を前提
251~500mm	116	
501~1,000mm	295	
1,001~2,000mm	749	
2,001~3,000mm	1,690	
3,001mm以上	2,347	

※耐用年数50年

## 5 文化財施設の状況

公共施設等のうち本市の所有している主な文化財施設は以下のとおりです。

今後も「彦根市文化財保護条例」等に基づき、適切な維持管理など保存および活用のため必要な措置を講じていく必要があります。

### 表 2-6 主な市所有文化財施設一覧

施設名称	時代	所在地
彦根城(玄宮楽々園含む)	江戸	金亀町
旧池田屋敷長屋門	江戸	尾末町
旧鈴木屋敷長屋門	江戸	立花町
金亀会館	江戸	中央町
旧彦根藩足軽組辻番所・足軽組屋敷旧磯島家住宅(善利組)	江戸	芹橋二丁目
旧井伊神社本殿、相の間および拝殿	弘化2年(1845年)	古沢町
名勝旧彦根藩松原下屋敷(お浜御殿)	江戸	松原町
旧石橋家住宅	江戸~明治	芹町
旧木俣屋敷	江戸	金亀町
滋賀大学旧外国人教師宿舎	大正	金亀町
旧魚屋町長屋	江戸	城町一丁目
八景亭	江戸~昭和	金亀町
開国記念館	昭和	金亀町

#### (1) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

公共施設等を更新費用試算ソフトの条件のとおり使用し、すべてを同規模で更新すると仮定した場合、令和 37 年までの今後 35 年間で約 2,825 億円となります。これを 1 年当たりで見ると平均約 81 億円となり、過去 5 年間の投資的経費に係る実績額の平均値と比較すると、毎年約 21 億円の追加費用が必要になるものと考えられます。

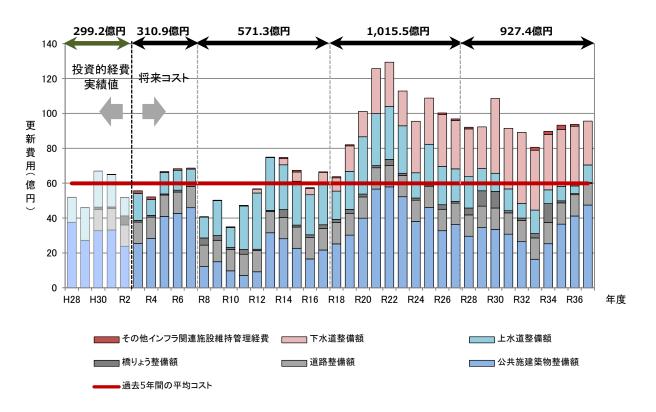
しかし、人口も今後減少傾向に転じることが予測され、厳しい財政状況が続く中で年間約 81 億円もの財源を確保することは厳しく、従来どおりの改修や更新等を続けていくことが難しい状況にあるといえます。

そのため、公共建築物については、施設の機能を維持することを前提に施設保有量の縮減に取り組む 必要があり、また、都市基盤施設についても、ライフサイクルコストの縮減を図るため、計画的・効率 的な改修、更新に取り組む必要があります。

	公共施設等の更新費用
過去 5 年間の平均コスト(A)(注)	59.9 億円
今後 35 年間の平均コスト (B)	80.7 億円
将来試算の超過分コスト(B)-(A)	20.8 億円

注:過去5年間の平均コストは、公共建築物および都市基盤施設の平均コストの合計値

#### 図 2-14 公共建築物および都市基盤施設の将来の更新費用の推移



#### 第3章 人口推計と財政状況の変化

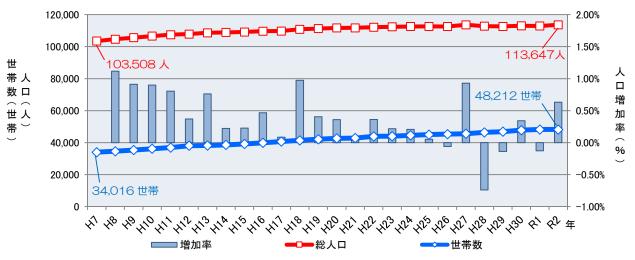
### 人口の動向および将来の見通し

#### (1) 人口の動向

本市の平成7年以降の人口推移を見ると、平成25年までは比較的緩やかではあるものの増加傾向 で推移してきました。その後も、年による変動はあるものの、概ね11.3万人前後で推移し、令和2 年10月1日の国勢調査人口は113,647人となっています。

また、令和2年の年齢階層別人口※23割合では老年人口※24割合が25.3%、年少人口※25割合が13.5% となっており、平成26年に比べて老年人口は2.9ポイントの増加、年少人口は1.1ポイントの減少と なっており少子高齢化が進んでいることがわかります。

#### 図 3-1 人口・世帯数の推移

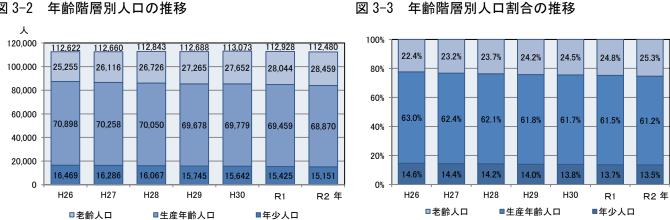


資料:住民基本台帳、外国人登録人口、国勢調査

注:各年10月1日現在

H7、H12、H17、H22、H27は国勢調査、また、国勢調査以外の年のうちH23までは住民基本台帳+外国人登録人口。 H24以降は住民基本台帳法改正により外国人住民も住民基本台帳に含まれる。

#### 図 3-2 年齢階層別人口の推移



資料: 各年住民基本台帳 (ライフサービス課『住民基本台帳』10月1日現在)

※23-25 巻末資料「用語解説」参照

#### (2) 将来人口

第2期彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョン編にも引用されている国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は、令和27年までに約10.7万人まで減少すると予測されています。

人口構成については年少人口と生産年齢人口\*\*26が減少し、老年人口は30%を超えることが予測されています。このように少子高齢化が進行すると、公共施設に対する需要や内容が変化するとともに、人口減少により、需要そのものの減少が見込まれます。

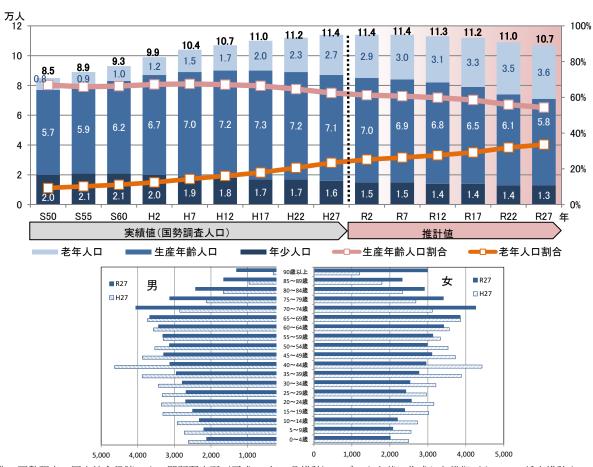
### 表 3-1 将来人口と年齢別構成の推移

		実績値 ←	→ 推計値					
	平成 22 年	平成 27 年	令和2年	令和7年	令和12年	令和 17 年	令和22年	令和 27 年
	(2010年)	(2015年)	(2020年)	(2025年)	(2030年)	(2035年)	(2040年)	(2045年)
総数	112,156人	113,679 人	114,393 人	114,206 人	113,349 人	111,867人	109,705人	107,057人
老年人口割合(65 歳~)	20.6%	23.4%	25.3%	26.3%	27.6%	29.2%	31.9%	33.6%
生産年齢人口割合(15~64歳)	64.6%	62.5%	61.2%	60.7%	59.8%	58.6%	55.9%	54.3%
年少人口割合(0~14歳)	14.8%	14.1%	13.5%	13.0%	12.6%	12.2%	12.2%	12.1%

出典:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月推計)のデータを基に作成した準拠パターンの将来推計人口

※ 第2期彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略による取組を実施しない場合の予測を示しています。

#### 図 3-4 人口の推移と将来の見通し



出典:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月推計)のデータを基に作成した準拠パターンの将来推計人口

20

<sup>※26</sup> 巻末資料「用語解説」参照

### 2 財政状況の変化

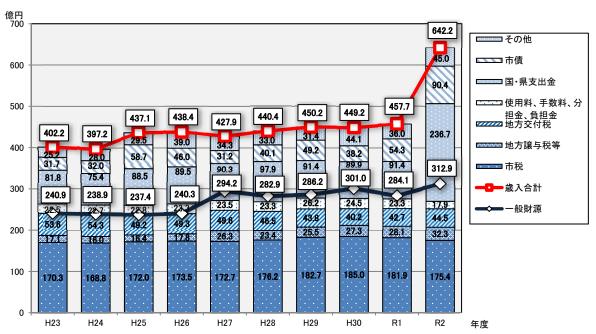
#### (1) 歳入の状況

令和2年度の歳入決算額(普通会計)は、約642億円と過去最大の規模となっています。これは、新型コロナウイルス感染症関連の国庫支出金<sup>※27</sup>の増加や本庁舎、彦根市スポーツ・文化交流センターの整備に伴う市債の増加等によるものです。

歳入は、平成23年度から令和元年度にかけて、約400億円から約450億円へと緩やかな拡大傾向を示し、このうち使途が特定されていない一般財源は、歳入の50%強で推移しています。歳入額が増加した令和2年度においても一般財源額に大きな変動はありませんでした。

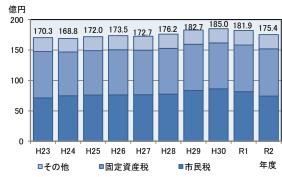
本市では未収金対策の強化や新たな自主財源の確保など歳入確保に努めていますが、自主財源の 大半を占める市税については、平成30年をピークに減少傾向に転じており、納税義務者の増加が見 られるものの、長期的には生産年齢人口の減少等に伴い、さらに減少していくことが懸念されます。

## 図 3-5 歳入決算額の推移



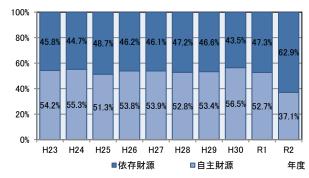
出典:彦根市決算カード

#### 図 3-6 市税の推移



出典:彦根市決算カード

#### 図 3-7 自主財源と依存財源の割合の推移



注: 依存財源: 地方譲与税、各種交付金、国庫支出金、県支出金、市債注: 自主財源: 市税、分担金および負担金、使用料および手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入

<sup>※27</sup> 巻末資料「用語解説」参照

#### (2) 歳出の状況

令和2年度歳出決算額(普通会計)は、約632億円と、過去最大の規模となっています。これは、新型コロナウイルス感染症関連の特別定額給付金事業等によるその他経費の増加や公共建築物や都市基盤施設の維持更新等にかかる投資的経費が本庁舎、彦根市スポーツ・文化交流センターの整備に伴い増加したことによるものです。

令和2年度の義務的経費<sup>※28</sup>は約224億円で、平成24年度以降、おおむね漸増傾向にあります。 義務的経費は、少子高齢化に伴う扶助費の増加、老朽化した公共施設の整備等に伴う公債費の増加 等により今後とも増加していくことが見込まれています。

本市では、市税等の自主財源が伸び悩む中で、義務的経費が増加する状況が継続しており、公共施設の大規模改修や建替え等に係る投資的な経費に充当する財源の確保がますます困難になると 予想されます。

#### 図 3-8 歳出決算額の推移

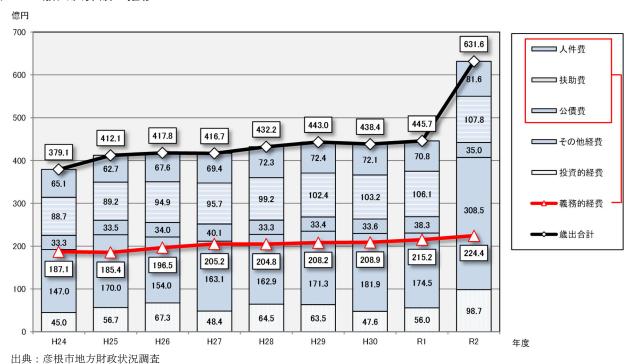
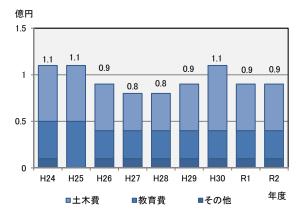


図 3-9 投資的経費の推移

億円 120 98.7 100 80 67.3 64.5 63.5 56.7 56.0 60 48 4 45.0 47.6 40 20 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 年度

出典:彦根市地方財政状況調査

図 3-10 維持補修費の推移



出典:彦根市地方財政状況調査

※28 巻末資料「用語解説」参照

#### (3) 財政の見通し

令和3年11月に策定した「彦根市中期財政計画(令和4年度(2022年度)~令和8年度(2026年度)」における普通会計の財源不足への対応を実施した収支改善後の見通しは、表3-2のとおりです。

本市においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税収入等が大幅な減収となる中、社会保障関係経費の増加や、彦根市スポーツ・文化交流センター整備事業や都市計画街路整備事業などの国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会関連事業、さらには新たなごみ処理施設の建設事業等の大規模な投資的事業に加えて、新型コロナウイルス感染症対策も継続して実施していかなければならず、今後の財政運営は、一層厳しい状況になることが見込まれます。

財政調整基金<sup>※29</sup>の推移については、令和4年度では、新型コロナウイルス感染症の影響により、使用料等の減収が見込まれることから、財政調整基金およびその他の特定目的基金を取り崩すことになります。 令和5年度以降についても、財政調整基金およびその他の特定目的基金<sup>※30</sup>の取り崩しは必要となり、令和8年度には財政調整基金の残高が大きく減少する見込みですが、新型コロナウイルスのような新たな感染症の流行や災害等の不測の事態への備えとして、財政調整基金を確保しておく必要があることから、一定額の残高を確保できるよう、さらなる歳出削減をしていかなければなりません。

このように、今後の財政見通しは非常に厳しい状況にありますが、利用者が安全・安心に施設を利用できるよう、維持補修や更新費用の確保に努める必要があります。

#### 表 3-2 今後 5年間の決算収支見込み (財源不足への対応を実施した収支改善後の見通し)

(単位:千円)

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
歳入	49,388,564	45,633,325	44,159,750	43,311,424	43,057,143	43,354,929
歳出	47,534,577	45,104,250	43,659,750	42,811,424	42,557,143	42,854,929
歳入歳出差引	1,853,987	529,075	500,000	500,000	500,000	500,000

【参考】 (単位:千円)

財政調整基金取崩額	1,468,651	200,000	283,379	85,349	75,572	791,376
財政調整基金残高	1,776,865	1,905,865	1,622,486	1,537,137	1,461,565	670,189

### 表 3-3 歳入決算見込みの推計

(単位:千円)

区分	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
地方税	17,141,888	17,288,200	17,592,800	17,592,800	18,190,000	18,190,000
地方交付税	5,092,616	4,556,835	4,621,662	4,580,382	4,593,470	4,482,760
国庫支出金	8,479,280	6,129,298	6,458,203	6,127,302	6,115,386	6,168,322
都道府県支出金	3,094,696	3,061,232	3,020,830	3,035,230	3,042,430	3,042,430
地方債	5,757,277	5,284,928	4,559,800	3,756,360	3,365,320	3,306,040
繰越金	1,041,845	1,853,987	529,075	500,000	500,000	500,000
繰入金	2,393,151	1,113,626	948,005	1,239,975	771,162	1,186,002
その他	6,387,811	6,345,219	6,429,375	6,479,375	6,479,375	6,479,375
歳入合計	49,388,564	45,633,325	44,159,750	43,311,424	43,057,143	43,354,929

# 表 3-4 歳出決算見込みの推計

(単位:千円)

区分	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
人件費	8,451,663	8,259,715	8,011,932	8,187,932	7,967,932	8,297,932
扶助費	11,132,035	11,428,531	11,428,531	11,428,531	11,428,531	11,428,531
公債費	3,786,454	3,944,975	4,322,264	4,618,292	4,940,084	5,043,943
繰出金	3,375,288	3,402,127	3,348,852	3,348,852	3,348,852	3,348,852
投資的経費	5,505,093	5,565,170	5,087,731	3,619,148	3,133,658	3,197,524
その他	15,284,044	12,503,732	11,460,440	11,608,669	11,738,086	11,538,147
歳出合計	47,534,577	45,104,250	43,659,750	42,811,424	42,557,143	42,854,929

### 第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### 1 基本理念・基本目標

本市の公共建築物は、平成 26 年度末時点で建築後 30 年以上を経過する施設が 4 割以上ありますが、 今後、施設を良好な状態で使用していくためには、補修工事も含め、適切に維持管理を図っていく必要 があります。また、道路、橋りょう、上水道施設、下水道施設、公園などの都市基盤施設は市民生活に 不可欠な施設であり、今後も安全性を確保し、安定した供給・処理を維持するためには、計画的に更新 していく必要があります。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行により、税収が減少するとともに、社会保障関連経費等が増加すると見込まれることから財政状況は今後ますます厳しいものとなり、老朽化が進む公共施設の更新等に係る財源の確保についても同様に厳しいものとなることが予想されます。

こうした状況に対応するためには、個々の施設の長寿命化を図るとともに、需要の少なくなった施設や、用途が重複している施設の整理などによって総量の適正化を図り、維持管理コストを縮減していく必要があります。

本計画では、これらの課題を踏まえ、今後も安全・安心な施設サービスを提供していくため、既存公共施設の整理や有効活用を検討するとともに、財源の確保や効率的・効果的な施設運営等によって財政的負担を軽減していくものとします。以上を踏まえ「安全・安心な公共施設マネジメントの確立」を基本理念とします。

また、基本理念の実現を目指すため、以下に示す3つの基本目標を設定します。

#### 【基本理念】

### 安全・安心な公共施設マネジメントの確立

### 〈基本目標1〉安全・安心な施設の維持管理

定期的に公共施設の点検・診断を行い、適切な維持管理・修繕・更新および耐震化を 進め、市民の安全確保を図るとともに、誰もが安心して利用できる施設となるよう努め ます。

#### 〈基本目標2〉長寿命化の推進

事後保全<sup>※31</sup> から予防保全への転換を図り、施設の長寿命化を進めるとともに、保全費用の平準化を図ります。

#### 〈基本目標3〉管理運営の最適化

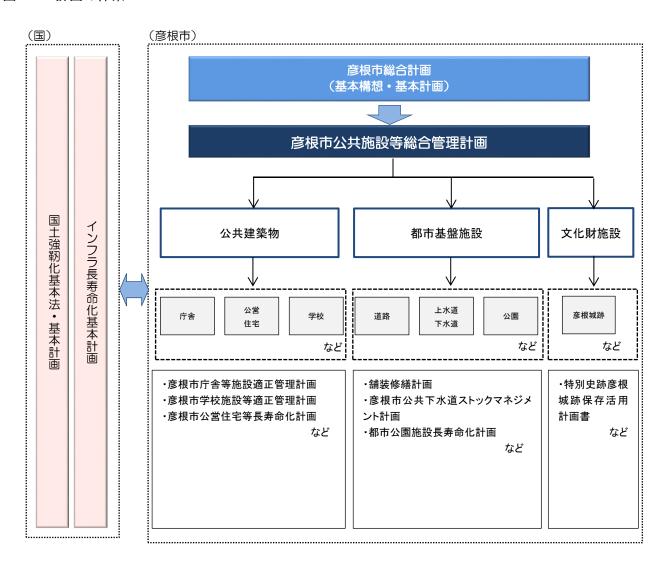
市民サービスに資する機能を確保しつつ、施設の新規整備をできる限り抑え、統廃合を進めます。さらに、管理運営方法を見直し、総量、質、コストの最適化を図ります。

### 2 計画の体系

本計画は、平成25年11月にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画\*\*32」の行動計画に該当するもので、総務省の示す「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針」に基づき策定したものです。

また、市の政策の基本方針である「彦根市総合計画」に沿った計画とします。

#### 図 4-1 計画の体系



<sup>※32</sup> 巻末資料「用語解説」参照

#### 3 数値目標の設定

#### (1) 総量見直しの考え方

先述の基本理念の実現に向けて、公共建築物の総量見直しにかかる数値目標を設定します。 総合管理計画策定後、施設類型ごとに策定を行ってきた個別施設計画に基づき、今後維持してい く施設について長寿命化対策を実施することにより、公共建築物と都市基盤施設を合わせた年平均 更新費用は、現状を維持した場合と比較して、年間約24億円ものコストを抑えることができます。 この場合、公共建築物の令和37年までの今後35年間の更新費用は図4-2のように推計され、公共 施設等の令和37年までの今後35年間の更新費用は図4-3のように推計されます。

公共施設等のコスト	現状を維持した場合 ※p. 18 参照	今後管理していく施設に ついて長寿命化を行った 場合	
過去5年間の平均コスト(A)	59.9 億円	59.9 億円	
今後 35 年間の平均コスト (B)	80.7 億円	56.6 億円	-
将来試算の超過分コスト(B)-(A)	20.8 億円	-3.3 億円	

年間削減額 **24.1 億円** 

注:過去5年間の平均コストは、公共建築物および都市基盤施設の平均コストの合計値

### 図 4-2 公共建築物の更新費用の推計(長寿命化対策により計画的に保全を行った場合)

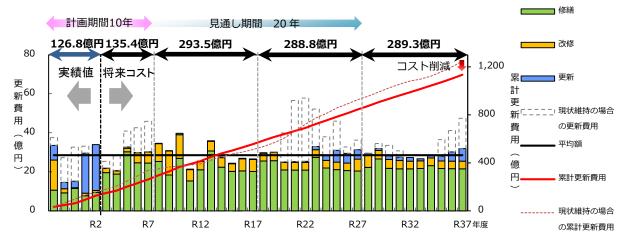
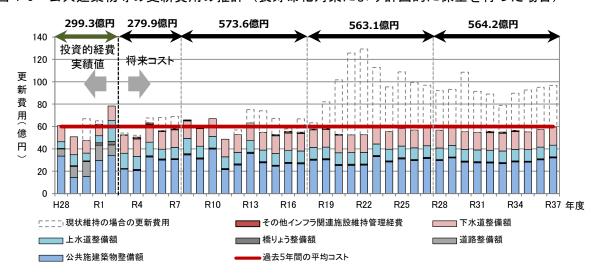


図 4-3 公共建築物等の更新費用の推計(長寿命化対策により計画的に保全を行った場合)



#### 表 4-1 長寿命化による対策効果額

(単位:千円)

		維持管理・ 修繕(①)	改修 (②)	更新等(③)	合計 (④) (①+②+ ③)	耐用年数経過 時に単純更新し た場合(⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤)
10 年間	公共建築物	16,636,696	3,645,985	5,936,627	26,219,308	33,766,810	-7,547,502
(H28∼	都市基盤施設	31,230,232	0	0	31,230,232	25,565,131	5,665,101
R7)	合計	47,866,928	3,645,985	5,936,627	57,449,540	59,331,941	-1,882,401

30 年間	公共建築物	61,299,328	14,796,871	8,360,163	84,456,362	92,650,179	-8,193,817
(H28∼	都市基盤施設	86,051,792	0	0	86,051,792	123,536,637	-37,484,845
R27)	合計	147,351,120	14,796,871	8,360,163	170,508,154	216,186,816	-45,678,662

#### (2) 計画の進捗および数値目標の再設定

計画策定当初に目標とした「現有施設について、今後 10 年間で延床面積を 1.4%削減」は、施設の総量の見直しに当たっては、施設利用者である市民を基準とする考えから、公共建築物の建替え時に総量の見直しを行うこととし、30 年後である令和 27 年の市民一人当たりの延床面積を平成 26 年度末の水準である 3.22 ㎡/人で維持することを実現するため、設定したものです。

計画策定から5年が経過し、令和2年度末時点における計画の進捗状況等を整理すると表4-2のとおりです。

当初の目標である現有施設(平成26年度末時点)の削減については、公営住宅の除却等により目標を超過して削減が進んでおり、その削減率は約3.3%です。

一方で、市庁舎や学校施設、放課後児童クラブ室の整備等の新たな施設サービスが生じており、令和2年度末時点における現有施設延床面積は増加しています。なお、この傾向は令和7年度に開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会への対応等のため、計画期間中である令和7年度まで続く見込みです。

また、目標設定の算出根拠となる 30 年後の令和 27 年の推計人口については、本計画 3 章で記載したとおり、直近の推計値では人口の減少幅が緩やかになっています。そのため、削減が必要な延床面積は減少することとなり、市民一人当たりの延床面積 3.22 ㎡/人を維持する考えを継続すると、必要な削減量は当初策定時の 11.7%から 4.9%に減少する見込みとなります。

表 4-2 計画の進捗等

	当初計画策定時 (平成 26 年度末)	計画改訂時 (令和 2 年度末)
現有施設(平成 26 年度末)の推移	362,590 m²	350,576 m²
新たな施設サービスにより生じた延床面積	-	15,419 m²
30 年後(令和 27 年)推計人口	99,521 人	107,057人
30 年後(令和 27 年)に目標とする延床面積(推計人口×3.22 m/人)	320,458 m²	344,724 m²
必要延床削減率(平成 26 年と令和 27 年の人口対比)	△11.7%	△4.9%

以上のことから、目標値の再設定を行います。市民一人当たり 3.22 ㎡/人を維持する考え方を継続し、推計人口更新後の令和 27 年度の目標延床面積である 344,724 ㎡を念頭におくこととします。 当初目標として掲げた数値目標は超過して達成しているものの、新たな施設サービスが生じている現状を鑑み、今後は、個別施設計画の見直し時期を捉えながら、新たな施設サービスへの延床面積の増加分を、建替え時期が到来する施設の除却や複合化、民間移譲等による延床面積の削減で吸収し、全体の延床面積をコントロールしていく必要があります。

以上より、本計画の理念である安全・安心な公共施設マネジメントの確立を目指し、数値目標を 次の目標に変更します。

(当初目標)

数値目標

現有施設について、今後 10 年間で延床面積を 1.4%削減



(変更後)

数値目標

市民一人当たり延床面積 3.22 ㎡/人(平成 26 年度末時点)を維持し、令和 27 年度末時点の延床面積を 344,724 ㎡とします。

※令和7年度までに延床面積削減の具体的な道筋を検討します。

#### (1) 公共建築物

総量、コスト、市民サービスの最適化を進め、安全・安心な施設サービスの提供に努めます。

#### ① 予防保全による長寿命化の推進

- ・ 施設の配置状況から検証して、今後も存続の必要性が認められるものについては、不具合 が発生した段階で修繕を行う「事後保全型管理」から計画的な維持管理を行う「予防保全型 管理」への転換を進めます。
- ・ 予防保全型管理の取組を進めるに当たっては、施設の劣化状況等の情報を一元化するとと もに、定期的な点検・診断を実施した上で計画的な維持修繕を図り、施設の耐用年数を延ば し、長寿命化を図ります。
- ・ 長寿命化を進めるに当たっては、サービスに対する需要が大きい施設など、優先性の高い 施設から取り組みます。

### ② 総量の適正化

#### ア 新規整備の抑制

- 今後の財政状況はますます厳しくなるものと考えられることから、限られた財源の中で、 公共施設を新設することは困難です。このため、新規整備をするに当たっては、その施設 を通じて行う事業が長期的に求められるものかを将来の人口減少、少子高齢化を踏まえて 精査し、必要不可欠と判断したもののみ整備を行うこととし、基本的には他の施設との複 合化も検討しつつ、可能な限り新規整備の抑制に努めます。
- ・ 必要不可欠と判断された新規整備の事業費については、建設事業費だけでなく、今後発生するランニングコストも含めた、いわゆるライフサイクルコストの考え方を勘案し、適正な事業費を判断することとします。

#### イ 公共施設の統廃合

- ・ 現在の利用状況はもとより、人口減少や少子高齢化を考慮した上で、市民サービスの質的向上を念頭に、施設の必要性や配置バランス、老朽化の状況などを検証し、必要に応じて施設を統廃合し、総量の適正化に努めます。
- ・ 民間の施設と競合しているもの、利用者が特定・少数に限定されているものといった必要性が少なくなっているものなどについては、受益者負担\*33が適正であるか検証するとともに、事業の縮小および他の施設との複合化や廃止等を検討します。また、建築性能が高い施設については、多機能化するなど、積極的にその利活用を検討します。
- ・ 廃止することが適切であると判断された施設のうち、建物の建築年が古く老朽化が著しいものについては、利用者の安全確保の観点から除却することを基本とし、除却によって生じた跡地については本市における有効活用ができるか十分検討した上で、活用の見込みがなければ民間へ売却するなど、他の施設に係る必要な更新等に要する財源を確保します。一方、比較的新しいものについては民間への売却、貸付を検討します。

※33 巻末資料「用語解説」参照

- ・ 需要の変化や老朽化等に伴う建替えや増築、大規模改修など施設を更新する際は、人口 減少や少子高齢化を見据えた中長期的な需要を見込んだ上で、施設総量の増加が抑えられ るよう配慮しながら進めます。
- ・ 個々の施設単独での建替えは非効率であるため、建替えの際は民間サービスによる代替などの非保有手法\*\*34や、施設の集約、複合化等を検討し、機能維持に必要なコストの抑制に努めます。

#### ウ 優先順位の検討

- ・ 公共施設の統廃合を具体化し、施設類型を横断した検討を行うため、優先順位の設定を 検討します。優先順位の設定は、総合劣化度\*\*35と施設公共性\*\*36のふたつの視点をかけ合 わせたものとし、本指標を客観的な指標として、取組を推進します。
- ・ 取組の検討に当たっては、サウンディング型市場調査\*\*37を実施する等民間との対話の機 会を設け、取組の精度向上を図ります。

### ③ 公共施設の効率的かつ効果的な運営

- ・ 施設の運営等については、当該施設の維持管理費が使用料等の受益者負担および事業収入 と概ね均衡するようコスト意識を心がけます。
- ・ 民間を活用することにより効率的な運営やサービスの充実が可能な施設については、指定管理者制度\*\*38の導入など民間委託、移譲など運営体制の見直しについて検討します。
- ・ 施設カルテなど、維持管理に関わる情報を一元化し、計画的、効率的に管理します。また、 コスト縮減やサービスの質の向上につながる事業手法等を検討し、効率的な運営に努めます。
- ・ 施設の維持管理経費については、経費節減の様々な工夫を行い、可能な限りの削減に努めるとともに、経費のかからない、より効率的で効果的な手法について研究、検討を行っていきます。
- ・ 積極的に民間の資金や経営能力、技術を活用するなど、低廉で、良質なサービスの提供が 期待できるPFI方式\*\*39等の導入について、検討を行います。
- ・ 障害のある人や高齢者等をはじめ誰もが安全・安心に利用できる、ユニバーサルデザイン<sup>\*\*40</sup>を取り入れた施設となるように努めます。
- ・ ピクトサイン<sup>※41</sup>、やさしい日本語<sup>※42</sup>などの手法を、施設案内をはじめとする各種サインに 導入するなど、利用者に必要な情報を伝達するための手段を検討します。

※34-42 巻末資料「用語解説」参照

### (2) 都市基盤施設

計画的な整備と適切な維持管理を図ります。

### ① 優先順位の設定による必要な機能の確保

・ 上下水道や橋りょう、トンネルなど市民生活に不可欠な施設については、老朽施設の更新 や耐震化などを進めます。また、施設の新設および改良に当たっては、将来にわたっての需 要を検証するなど、優先順位を設定し、中長期の計画を立てた上で着手していきます。

#### ② 長寿命化と適切な維持管理によるコストの削減

・ 都市基盤施設の種別ごとの特性を考慮し、長寿命化計画を策定し、中長期的な視点に立って予防保全型の維持管理を実施することにより、計画的かつ効率的な長寿命化を図ります。

#### (3) 文化財施設

先人達から受け継いだ豊かな文化財の保存と活用を図ります。

- ① 指定文化財をはじめとした歴史的建造物の保存修理を進めます。
- ② 指定文化財をはじめとした歴史的建造物の公開と活用に努めます。

# (4) 過去に行った公共施設マネジメントの内容

本市で過去に行った主な公共施設マネジメントは以下のとおりです。

# ① 個別施設計画の策定

- ・ 本計画の策定後、原則、施設類型ごとに、実地点検等による施設の詳細な現状把握と市 民へのニーズ調査等を踏まえ施設の今後のあり方を検討し、本計画の理念を実現する実行 計画として個別施設計画を策定してきました。
- ・ 国からは令和2年度までに個別施設計画を策定するよう要請があったことから、一部の 施設を除き、策定は完了しています。

# 表 4-3 個別施設計画の策定状況

種類		内容
		平成 28(2016)年度
		·彦根市立幼稚園·保育所施設整備計画
		平成 29(2017)年度
		·彦根市集会施設適正管理計画
		·彦根市文化施設適正管理計画
		・彦根市子ども関連施設適正管理計画
		・彦根市福祉センター群適正管理計画
		平成 30(2018)年度
		・彦根市社会教育施設等適正管理計画
		・彦根市観光施設等適正管理計画
		・彦根市高齢福祉施設適正管理計画
	公共	・彦根市保健医療複合施設適正管理計画
		令和元(2019)年度
計画		・彦根城博物館施設適正管理計画
	建築物	・彦根市学校施設等適正管理計画
		・彦根市地域総合センター等適正管理計画
		・彦根市立病院公共施設等総合管理計画
		令和 2(2020)年度
		・彦根市社会体育施設適正管理計画
		・彦根市立幼稚園・保育所・こども園施設整備計画(中間見直し)
		・彦根市庁舎等施設適正管理計画
		・彦根市消防施設等適正管理計画
		・(行政系施設-消防施設)防災備蓄倉庫および防災行政デジタル無線中継
		局舎についての個別施設計画
		•彦根市公営住宅等長寿命化計画
		・施設長寿命化総合計画(彦根市清掃センター(ごみ焼却場、粗大ごみ処理
		施設、資源化施設))
		・施設長寿命化総合計画(彦根市衛生処理場)

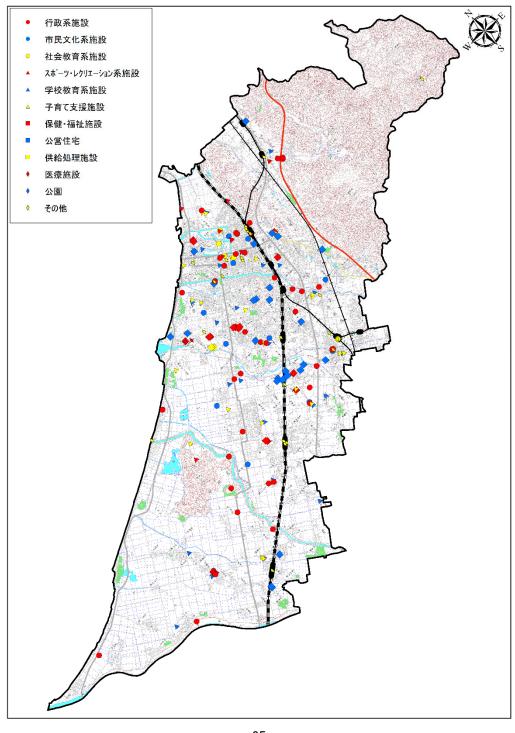
		・彦根市公共施設等総合管理計画 _その他施設(駐車場、駐輪場、公衆便
		所、その他)についての個別施設計画
		・行政系施設(消防施設)及びその他(普通財産)個別施設計画
		・旧養護老人ホーム「金亀荘」施設保全計画
		平成 24(2012)年度
		•都市公園施設長寿命化計画
		平成 25(2013)年度
		・舗装修繕計画
		・橋梁長寿命化修繕計画
	都市基盤 施設	平成 29(2017)年度
	心心	・農道舗装修繕計画
		・農道橋個別施設計画
		・トンネル維持管理計画
		平成 30(2018)年度
		・彦根市公共下水道ストックマネジメント計画

# 5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

前項における公共施設等の基本的な方針のうち、特に施設類型の特性を踏まえるべき事項について以下のとおり施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定め、施設類型ごとの個別施設計画を策定してきました。

今後、計画の終期である令和7年度までは、個別施設計画に掲げた施策を着実に進めるとともに、各計画の見直し時期を捉え、施設類型を横断した目線で統廃合や複合化、あるいは民間移譲や官民連携による施設の一層の利活用といった議論を進めていく必要があります。

# 図 4-4 公共建築物位置図



# (1) 公共建築物

# ① 市民文化系施設

#### 【概況】

- ・ 対象とした市民文化系施設として、集会施設が11施設、10,235 m<sup>2</sup>、文化施設が4施設、24,754 m<sup>2</sup>の計15施設、34,989 m<sup>2</sup>あります。
- ・ 上記の施設のうち、彦根市民会館は昭和39年の建築であり、すでに50年以上経過しています。 また、耐震化整備も実施されていません。

中分類	対象施設	施設数	延床面積
集会施設	鳥居本地区公民館、東地区公民館、西地区公民館、中地区公民館、南地区公民館、旭森地区公民館、河瀬地区公民館、稲枝地区公民館、男女共同参画センター、ひこね燦ぱれす、農村環境改善センター	11 施設	10,235 m
文化施設	彦根市民会館、ひこね市文化プラザ、みずほ文化センター、高 宮地域文化センター	4 施設	24,754 m <sup>2</sup>
合計		15 施設	34,989 m

- ・ 集会施設については、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、老朽化が著しく大規模 改修に多額のコストがかかるものや建替えが必要なものについては、他施設との複合化を図るな ど、需要のある機能を損なわない形で建物を除却するなど検討します。
- ・ 彦根市民会館以外の文化施設については、比較的建築年度も新しく耐震化基準も満たしており、 長期にわたって利用が見込める建物であることから、将来の多機能化を見越して、計画的な修 繕・改修により長寿命化を図ります。
- ・ 文化施設のうち彦根市民会館については、本庁舎の耐震化および増築に伴う教育委員会等の事務所機能移転にあわせ、施設を廃止し、除却します。彦根市民会館の廃止にあたり、舞台練習場の機能の設置は、ひこね市文化プラザ、みずほ文化センター、高宮地域文化センターの利用状況から受け入れが十分可能であり、施設利用の公平性や受益者負担の観点から、新たな施設は設けないこととします。
- ・ 男女共同参画センターについては、男女共同参画を効果的に推進していくという観点から、利用需要や社会情勢等を考慮し、周辺の公共施設の建替え等がある場合は、庁内関連部署と調整を行いながら、多機能・複合化や機能分担の可能性など、施設の利用のあり方を検討することとします。なお、軽運動室については、長期にわたる使用には課題があることから、今後、廃止を含め検討します。
- ・ 農村環境改善センターについては、多くの方が利用しやすい地域の拠点となるよう、センター 周辺の大型施設や学校等も含めた公共施設の建替え等がある場合、関係者と調整を行い、利用率 向上の観点からも多機能化、複合化、機能分担の可能性を検討することとします。

# ② 社会教育系施設

# 【概況】

・ 対象とした社会教育系施設は、計5施設、8,333 m³あります。

中分類	対象施設	施設数	延床面積
博物館等	夢京橋あかり館、俳遊館、高宮駅コミュニティーセンター、図 書館、彦根城博物館	5 施設	8,333 m <sup>2</sup>
合計		5 施設	8,333 m

- ・ 老朽化が著しく、大規模改修に多額のコストがかかるものや、建替えが必要な場合は、利用状 況等を分析し、幅広く需要があると判断されるものについてのみ、可能な限り他施設との複合化 による整備を行います。
- ・ 利用状況と維持管理コストのバランスを意識し、先進自治体の成功事例等に倣うなど、効率的 かつ効果的な運営を心がけます。
- ・ 俳遊館以外の社会教育施設については、利用者の安全を確保するため、計画的な修繕・改修に より長寿命化を図ります。
- ・ 夢京橋あかり館および高宮駅コミュニティーセンターについては、指定管理による運営状況等 を踏まえ、今後のあり方について、改めて検討します。
- ・ 俳遊館については、耐震問題を受け閉鎖しており、今後のあり方について検討し、方向性を定めた上で、適正な補修工事・修繕を実施します。

# ③ スポーツ・レクリエーション系施設

#### 【概況】

・ 対象としたスポーツ・レクリエーション系施設として、スポーツ施設が 3 施設、1,237 ㎡、レクリエーション・観光施設が 8 施設、3,790 ㎡の計 11 施設、5,027 ㎡あります。

中分類	対象施設	施設数	延床面積
スポーツ施設	稲枝地区体育館、弓道場、武道場	3 施設	1,237 m
レクリエーショ ン・観光施設	荒神山自然の家、いろは松駐車場便所、観光センター、観光案 内所、鳥居本宿交流館、京橋口駐車場前休憩所、佐和山史跡公 園観光トイレ、松原水泳場管理事務所	8 施設	3,790 m
合計		11 施設	5,027 m

- ・ 老朽化が著しく、大規模改修に多額のコストがかかるものや、建替えが必要な場合は、利用状 況等を分析し、幅広く需要があると判断されるものについてのみ、可能な限り他施設との複合化 による整備を行います。
- ・ 利用状況と維持管理コストのバランスを意識し、必要に応じて指定管理者制度の導入や、先進 自治体の成功事例等に倣うなど、効率的かつ効果的な運営を心がけます。
- ・ 弓道場、鳥居本宿交流館、松原水泳場管理事務所以外のスポーツ・レクリエーション施設については、利用者の安全を確保するため、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
- ・ 鳥居本宿交流館については、鳥居本地区公民館との機能分担を踏まえ、建替え等の更新方法について検討します。また、松原水泳場管理事務所についても更新のあり方について検討します。 そのため、施設を安全に利用する上で支障となる劣化や不具合のある箇所について、その都度対応するものとします。
- ・ スポーツ施設のうち、弓道場は、今後の「彦根市スポーツ・文化交流センター」建設等の計画 に伴い、総量コントロールや用途の重複のため、廃止とします。
- ・ 荒神山自然の家について、荒神山公園や子どもセンターと連携し、施設の相互利用の促進や相互の利用者層をターゲットにした新たな機能・プログラムの提供について検討を進めるなど、多様なニーズに応えるサービスの提供について検討を進めるとともに、現在公募している指定管理が終了する令和4年度以降の民間活力導入の手法について検討を進めます。

# ④ 学校教育系施設

### 【概況】

- ・ 対象とした学校教育系施設として、小・中学校が計 24 施設、158,992 ㎡、その他教育施設が 1 施設、2,968 ㎡の計 25 施設、161,960 ㎡あります。
- ・ 小・中学校施設については、これまで耐震化整備を優先的に進めてきた結果、すべての施設で 耐震基準を満たしています。

中分類	対象施設	施設数	延床面積
学校	(小学校) 城東小学校、城西小学校、城南小学校、平田小学校、城北小学校、佐和山小学校、旭森小学校、城陽小学校、若葉小学校、金城小学校、鳥居本小学校、河瀬小学校、亀山小学校、高宮小学校、稲枝東小学校、稲枝西小学校、稲枝北小学校(中学校) 東中学校、西中学校、中央中学校、南中学校、彦根中学校、鳥居本中学校、稲枝中学校	24 施設	158,992 m
その他教育施設	学校給食センター	1 施設	2,968 m
合計		25 施設	161,960 m <sup>2</sup>

- ・ 今後も児童生徒の安全・安心な学習環境を確保していくため、計画的な維持管理により予防保 全に努めつつ施設の長寿命化を図ります。
- ・ 老朽化が著しく大規模改修に多額のコストがかかるものや、建替えが必要な場合は、地域の生産人口をはじめ年少人口の現状や将来推計等を分析し、地域における学校の適正規模、適正配置について検討します。
- ・ プール施設は現状の各学校1施設の配置から、複数学校に1箇所といったプール施設の適正化 を検討することとします。また、適正化に向けては、学校同士の集約化のみならず、民間施設活 用などについて検討するものとします。
- ・ 放課後児童クラブ棟に隣接する学校の改築および大規模改修等の実施時期における余裕教室数 にて、放課後児童クラブ機能を配置することが可能な場合は複合化します。

# ⑤ 子育て支援施設

# 【概況】

・ 対象とした子育て支援施設として、幼保・こども園が 12 施設、10,722 ㎡、幼児・児童施設が 12 施設、5,871 ㎡の計 24 施設、16,593 ㎡あります。

中分類	対象施設	施設数	延床面積
幼保・こども園	彦根幼稚園、高宮幼稚園、稲枝東幼稚園、旭森幼稚園、城北幼稚園、金城幼稚園、佐和山幼稚園、城陽幼稚園、西保育園、東保育園、ふたば保育園、平田こども園	12 施設	10,722 m
幼児・児童施設	子どもセンター、ふれあいの館、東山児童館、旭森小学校放課後児童クラブ室、稲枝東小学校放課後児童クラブ室、金城小学校放課後児童クラブ室、若葉	12 施設	5,871 m
合計		24 施設	16,593 m

- ・ 放課後児童クラブ室以外の子育て支援施設については、今後も児童生徒の安全・安心な教育環境、保育環境を確保していくため、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
- ・ 幼保・こども園の施設整備については、老朽度合い、立地状況、整備用地の確保の可能性や各地域の需要と供給のバランスを踏まえて、各施設の整備形態を選定します。なお、認定こども園は、保護者の就労の有無等に関係なく教育・保育ニーズに対応する施設であることから、更新を行う場合は幼保連携型認定こども園<sup>※43</sup>への移行を第一に検討します。また、施設の整備にあたっては、施設整備用地、保育人材など多額の財源の確保を前提としながら、公設公営方式にとらわれない公設民営方式(長期包括運営委託方式・DBO方式)<sup>※44</sup>や民設民営方式(PFI方式)での整備も検討し、民間事業者の協力を最大限に活用する手法を検討していきます。
- ・ 幼児・児童施設の放課後児童クラブ室については長寿命化改修の対象外とし、児童数推計に基 づき、専用棟の改築時期を勘案し、学校施設への複合化を実施します。
- ・ 利用状況と維持管理コストのバランスを意識し、先進自治体の成功事例等に倣うなど、効率的 かつ効果的な運営を心がけます。

# ⑥ 保健·福祉施設

#### 【概況】

・ 対象とした保健・福祉施設として、高齢福祉施設が 10 施設、6,530 ㎡、障害福祉施設が 2 施設、 1,861 ㎡、保健施設が 1 施設、2,600 ㎡、地域総合センターが 3 施設、1,347 ㎡、その他福祉施設が 2 施設、3,617 ㎡の計 18 施設、15,955 ㎡あります。

中分類	対象施設	施設数	延床面積
高齢福祉施設	北老人福祉センター、中老人福祉センター、屋内ゲートボール場、南老人福祉センター、北デイサービスセンター、南デイサ	10 施設	6,530 m <sup>2</sup>
	ービスセンター、佐和山デイサービスセンター、ふたばデイサ		
	ービスセンター、デイサービスセンターきらら、グループホー ムゆうゆう		
障害福祉施設	障害者福祉センター、発達支援センター	2 施設	1,861 m
保健施設	保健・医療複合施設	1 施設	2,600 m
地域総合センター	人権・福祉交流会館、広野教育集会所、市民交流センター	3 施設	1,347 m
その他福祉施設	福祉センター、福祉センター別館	2 施設	3,617 m²
合計		18 施設	15,955 m²

- ・ 老朽化が著しく、大規模改修に多額のコストがかかるものや、建替えが必要な場合は、利用状 況等を分析し、幅広く需要があると判断されるものについてのみ、可能な限り他施設との複合化 による整備を行います。
- ・ 利用状況と維持管理コストのバランスを意識し、必要に応じて指定管理者制度の導入や、先進 自治体の成功事例等に倣うなど、効率的かつ効果的な運営を心がけます。
- ・ 保健・福祉施設については、利用者の安全を確保するため、計画的な修繕・改修により長寿命 化を図るとともに、障害のある人や高齢者等をはじめ誰もが安全・安心に施設の利用ができるよ う、ユニバーサルデザインに最大限配慮した施設整備に努めます。
- ・ デイサービスセンター・グループホームについては、民間において広くサービスが行われており、市が主体となって介護サービス事業を行う必要性が低下したこと、市に代わって民間の事業主体となることでサービス向上が期待できることなどを踏まえ、民間事業者等への移管を進めます。
- ・ 北老人福祉センターと中老人福祉センターに設置されている浴室については廃止の方向とします。

# ⑦ 行政系施設

### 【概況】

- ・ 対象とした行政系施設として、庁舎等が 10 施設、21,574 ㎡、消防施設が 33 施設、7,884 ㎡の 計 43 施設、29,458 ㎡あります。
- ・ 上記のうち、消防団第3分団と消防団第6分団については、老朽化が進んでおり、活動スペースの不足や車両の大型化への対応等から移転を予定しています。

中分類	対象施設	施設数	延床面積
庁舎等	本庁舎、庁舎別館、中央町別館(旧:中央町仮庁舎)、稲枝支 所、河瀬出張所、亀山出張所、鳥居本出張所、高宮出張所、中 薮倉庫、本町倉庫	10 施設	21,574 m
消防施設	消防本部(本署)、南分署、北分署、犬上分署、消防団第 1 分団、消防団第 2 分団、消防団第 3 分団、消防団第 4 分団、 消防団第 5 分団、消防団第 6 分団、消防団第 7 分団、消防団 第 8 分団、消防団第 9 分団、消防団第 10 分団、消防団第 11 分団、消防団第 12 分団、消防団第 13 分団、消防団第 14 分 団、消防団第 15 分団、西沼波防災備蓄倉庫、中藪水防倉庫、 防災行政デジタル無線山崎山中継局舎、東沼波水防倉庫、東沼 波防災備蓄倉庫、金沢水防倉庫、開出今水防倉庫、鳥居本水防 倉庫、須越水防倉庫、新海水防倉庫、宇曽川水防倉庫、河瀬水 防倉庫、本庄水防倉庫、城南小学校防災備蓄倉庫	33 施設	7,884 m
合計	•	43 施設	29,458 m

- ・ 老朽化が著しく、大規模改修に多額のコストがかかるものや、建替えが必要な場合は、利用状 況等を分析し、今後も地域の需要があると判断されるものについてのみ、可能な限り他施設との 複合化による整備を行います。
- ・ 稲枝支所の別館以外の行政系施設については効果的・効率的な行政運営を今後も維持していく ため、計画的な保全と施設の長寿命化を図ります。
- ・ 消防施設については、適切な維持管理に努め、市民生活の安全、安心の確保に努めます。

# ⑧ 公営住宅

### 【概況】

- ・ 対象とした公営住宅は、計 27 施設、35,895 m あります。
- ・ 本市の公営住宅は、昭和 40 年代に建設された団地が多く、10 団地約 270 戸あり、全体戸数の 約 41%を占めています。また、40 年代以前に建設された団地も1 団地 20 戸あり、全体的に老朽 化した団地の占める割合が高くなっています。

中分類	対象施設	施設数	延床面積
公営住宅	稲枝西団地(新)・(旧)、高宮竹之腰団地、ブルーレイク八坂、和田東団地、和田西団地、芹川団地、東沼波団地、岡町団地、中藪団地、大東団地、肥田団地、馬場団地、里根団地(新)・(旧)、甲田団地、春日団地、堀団地、中島団地、広野第1団地、広野第2団地、開出今団地、正法寺団地、西今団地、改良西部団地、改良地区内団地、改良堀団地	27 施設	35,895 m
合計		27 施設	35,895 m <sup>2</sup>

# 【基本的な方針】注:各個別施設計画から主たるものを抜粋

- ・ 公営住宅の修繕・改善履歴データを整備し、維持管理に活用します。
- ・ 対症療法<sup>※45</sup>的な維持管理から予防保全的な維持管理および耐久性の向上などを図る改善を実施することによって、公営住宅等の長寿命化を図ります。
- ・ 修繕標準周期を基準とした定期点検の実施、将来想定されるランニングコストの縮減を考慮した た予防保全的な維持管理によりライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・ 耐用年数の経過による施設の老朽化が著しく、新たな募集を停止している公営住宅について は、用途廃止を検討します。
- ・ 稲枝西団地(旧)、甲田団地は令和 4 年度までに除却および用途廃止を行います。また、正法 寺団地については、退去の完了に合わせて個別施設計画の計画期間内の用途廃止を目指します。 他の公営住宅の定期的な点検を実施し、予防保全的な維持管理を実施します。
- ・ 改良住宅については払い下げを念頭におき、条件が整いしだい用途廃止とします。

43

<sup>※45</sup> 巻末資料「用語解説」参照

# ⑨ 供給処理施設

#### 【概況】

- 対象とした供給処理施設として、計2施設、9,541 m³あります。
- ・ ごみ処理施設、衛生処理場については、建築後 40 年以上を経過しており、経年使用に耐えられるよう定期整備や補修に努めていますが、老朽化も進んでいます。
- ・ 施設の更新については、本市をはじめ、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の1市4町における 広域での新ごみ処理施設の整備に向けて取り組んでいます。

中分類	対象施設	施設数	延床面積
供給処理施設	ごみ処理施設、衛生処理場	2 施設	9,541 m
合計		2 施設	9,541 m

# 【基本的な方針】注:各個別施設計画から主たるものを抜粋

- ・ 供給処理施設については、計画的な修理・補修を行っているものの、老朽化が進んでいること から、延命化工事を実施し、計画的な維持管理や更新に努めます。
- ・ 主要な設備・機器に関しては予防保全方式を進め、将来を見据えた施設保全対策および延命化 対策を計画的に実施していくことで新たな施設整備が行われるまでの長寿命化を図るものとし ます。

#### ⑩ 医療施設

# 【概況】

- 対象とした医療施設は、計2施設、40,415㎡あります。
- ・ 彦根市立病院は地域医療の中心的役割を担っているとともに、本市をはじめ、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の1市4町より構成される湖東保健医療圏における唯一の公立病院となっています。

中分類	対象施設	施設数	延床面積
医療施設	市立病院、休日急病診療所	2 施設	40,415 m
合計		2 施設	40,415 m

#### 【基本的な方針】注:各個別施設計画から主たるものを抜粋

・ 医療施設については、今後も、安全性、信頼性の高い良質な医療を提供していくため、安全かつ効率的な施設維持管理に努めます。また、施設を良好な状態で使用していくため、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。

# ① その他

# 【概況】

・ 対象としたその他の施設として、駐車場、駐輪場が8施設、2,871 ㎡、公衆便所が4施設、135 ㎡、普通財産、その他が10施設、1,970 ㎡、駅舎関連施設が5施設、2,853 ㎡の計27施設、7,829 ㎡あります。

中分類	対象施設	施設数	延床面積
駐車場、駐輪場	京橋口駐車場、本町駐車場、河瀬駅前西口自転車駐車場、河瀬	8 施設	2,871 m
	駅前東口自転車駐車場、高宮駅前自転車置場、鳥居本駅前自転		
	車置場、彦根駅前第1自転車駐車場、彦根駅前第2自転車駐車		
	場		
公衆便所	外馬場公園公衆便所、彦根駅前公衆便所、本町公衆便所	4 施設	135 m <sup>2</sup>
	高宮町公衆便所		
普通財産、その他	城西会館、広野町農業用施設、旧養護老人ホーム「金亀荘」、	10 施設	1,970 m²
	芹橋 2 丁目公舎、失対プラント置場、男鬼町自然の家、旧消		
	防団第8分団車庫(詰所)、漁船管理施設、中央駐車場管理人		
	室、高宮資材倉庫		
駅舎関連施設	稲枝駅自由通路、彦根駅西口エレベーターホール、南彦根駅エ	5 施設	2,853 m
	レベーター棟、JR 河瀬駅自由通路、彦根駅自由通路		
合計		27 施設	7,829 m

- ・ 駐車場、駐輪場については、指定管理者の運営状況等から、利用状況と維持管理コストのバランスを分析し、期間満了に際して業務範囲等を必要に応じて見直すなど、効率的かつ効果的な運営を心がけます。
- ・ 公衆便所については、先進自治体の成功事例等に倣うなど、効率的な管理の検討に努めます。
- ・ 普通財産については、別の施策や事業による活用の可能性や各地域での活用ニーズを検討し、 利活用の見込みがないものについては、売却や有償貸付等により、収益財産としての活用を図り ます。
- ・ 駅舎関連施設については、不特定多数の利用者があることから、誰もが安全・安心に施設の利用ができるよう、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。

# (2) 都市基盤施設

① 道路・橋りょう(農道、林道を含む)

# 【概況】

- ・ 道路、トンネル等の施設に対する維持管理については、定期的なパトロールを実施するなど、 危険箇所の早期発見、早期対応に努めています。
- ・ 橋りょうの維持管理については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、長寿命化を図っていく 必要があります。

# 【基本的な方針】

- ・ 道路については、誰もが安心して通行できるよう、適切な維持管理に努めます。
- ・ 橋りょうについては、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、点検等により予防的な修繕や計画 的な架け替えを行うことで、橋りょうの長寿命化を図るとともに、将来に係る費用の縮減を行い ます。
- ・ トンネル等の施設については、現状診断により不良箇所を抽出し、予防的な修繕を行うととも に、施設の長寿命化計画により効率的・効果的な維持管理を行い、コスト縮減に努めます。

# ② 上水道施設

#### 【概況】

- ・ 令和2年度末現在、管路延長794,047mとなり、ほぼ全市域への給水が可能となっています。
- ・ 縮小する財政基盤を前提とした上で、安定給水に取り組むとともに、老朽施設の更新や耐震対策など重要な施設の建設改良については、優先順位を的確に設定し、中長期にわたって計画的に進める必要があります。

# 【基本的な方針】

・ 安全で良質な水道水を供給するとともに、水道施設の機能を安定的に維持するため、管理体制 の充実に努めます。

# ③ 下水道施設

### 【概況】

- ・ 昭和56年度の事業着手以来40年近く経過し、普及率は令和2年度末で85.8%となっています。 今後、流域下水道の整備については、社会状況の変化を踏まえつつ、効率的に行われることが求められています。
- ・ 公共下水道管渠の整備延長は令和 2 年度末現在、578,200mとなっています。今後さらに施設 のストックが増大していく中で施設機能を十分に発揮させるため効率的な維持管理対策が求め られています。

# 【基本的な方針】

- ・ 事業着手当初に建設した管渠の損傷や劣化が懸念されており、供用開始管渠の適正な維持管理 に努め、下水道機能を十分に発揮させるとともに、宅内配水設備の計画確認、検査と併せ不明水 の解消に努めます。
- ・ 快適な農村環境を創造するため、農業集落排水事業の管渠・施設の維持管理に努めます。

# 4 公園

#### 【概況】

- ・ 都市公園については、88 公園、総面積 86.7ha となっています。また、その他の公園として、 都市計画法の開発行為で設置された公園、ポケットパーク等が 265 公園、総面積 6.1ha となって います。
- ・ 都市公園および宅地開発等で設置された開発公園については、適切で経済的な管理運営を図っていく必要があります。

# 【基本的な方針】

- ・ 都市公園、開発行為で設置された公園等が常に快適・安全な状態で公園機能の増進が一層図られるよう、適切で経済的な管理運営を図っていきます。
- ・ 老朽化などにより公園施設の改築が必要な公園において、長寿命化計画等に基づき、順次整備 を実施します。

# 第5章 マネジメントの推進体制

# 1 情報管理および共有方策

- ・ 全庁的に効率的・効果的な公共施設の管理を行うため、保有する公共施設等の情報の一元管理 体制を整え、情報共有を図っていきます。また、これらの一元化された情報を基に、関連部署と の連携調整を図り、事業の優先順位を判断しながら、持続可能な施設整備・運営管理を行います。
- ・ 公共施設マネジメント担当である働き方・業務改革推進課を中心に各施設所管課および政策調整課である企画課、財政課が密接に情報を共有しつつ、連携できる体制を構築し、施設ごとの修繕や更新、廃止、解体等といった事業スケジュールの調整等の進行管理を行います。また、保全計画や点検、診断結果等を踏まえ、優先度に応じて必要な修繕等を行うとともに、その実施状況について、庁内会議にて共有化を図り、実施状況について評価を行います。

# 2 フォローアップの実施方針

- ・ 今後の公共施設の総合的な管理を推進するため、基本的な方針に基づき施設類型ごとに具体的 な行動計画である個別施設計画に基づく施策を着実に実施していきます。
- ・ 本計画および個別施設計画をさらに効果的に推進するために、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクル<sup>\*\*46</sup>を活用し、10年の計画期間ごとに見直しを行っていきます。 公共施設マネジメントの実行性を高めるため、以下のようにPDCAサイクルを構築します。

# ア 計画的な維持管理

・ 維持保全を行っていく施設については、データを活用しつつ、施設管理者等による日常的な 点検や専門家による定期的な点検、診断(法定点検や必要に応じた劣化診断など)を計画的に 行うなど、施設の劣化や不具合を適切に把握するための取組を実施します。

#### イ 計画的な廃止・解体

・ 施設の安全性を確保するため、廃止する予定の施設は廃止・解体の計画を立て、速やかな廃止・解体を実施するとともに、跡地の利活用についても検討します。

# ウ データの蓄積

・ 公共施設の点検・診断の結果は、今後の効率的な維持管理の基礎資料として、確実に記録・ 保存し、蓄積していきます。

# エ 計画の進行管理

- ・ サイクルの期間は、総合管理計画の計画期間に合わせ、平成28年度から令和7年度までの10年間で見直しを行います。以後10年ごとに総合管理計画の見直し時期に合わせ、サイクルをまわすこととします。
- ・ なお、取組の進捗状況や社会経済情勢の大きな変化、関連する計画の策定・変更などを踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて適宜計画の改訂を行います。

# 図 5-1 PDCAサイクルのイメージ



# 巻 末 資 料

用語解説

# 用語解説

アルファベット		
用語	解説	脚注
PDCAサイクル	PLAN (計画) →DO (実行) →CHECK (評価) →ACTIO N (改善) の作業を繰り返しながら、継続的に改善するための経営管理 手法で、指標や数値を用いて、施策や事業の進捗状況や成果を評価し、課題や解決方法の検討をするための仕組みです。	46
PFI方式	Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) の略です。 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法を言います。	39
あ		
用語	解説	脚注
一般財源	地方公共団体の歳入の使途による分類に基づくものであり、その使途 が特定されていないものを言います。 主なものとして、地方税、地方交付税などが挙げられます。 なお、使途が指定されているものは特定財源と言います。	13
インフラ長寿命化 基本計画	老朽化対策に関する政府全体の取組として、平成25年6月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、同年11月にとりまとめられた計画です。この計画に基づき、国、自治体レベルで行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされています。	32
か		
用語	解說	脚注
義務的経費	歳出のうち特に人件費、公債費、扶助費等、地方自治体の経費のうち、 支出が義務的で任意では削減できない経費を言います。	28
供用	一定の目的のために提供すること、使用に充てることを言います。	14
繰出金	一般会計と特別会計または特別会計間において、予算の相互充用のた めに支出される経費です。	3
公共施設 マネジメント	公共施設を対象に、経営的な視点から総合的かつ総括的に企画、管理、 運営を行うことです。	6
更新	一般に老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備することを言います。 なお、本計画においては、既存施設の大規模改修と建替えのことを指します。	1
更生工法	劣化・損傷した既設管を利用し、その機能を回復させる工法のことです。	22
公設民営方式 (長期包括運営委 託方式、DBO方式)	国や地方公共団体が施設を設置し、その運営を民間事業者が行うことです。地方公共団体等が資金調達を行い、施設を建設し、施設を所有したまま施設運営を民間に長期間委託する長期包括運営委託方式(DB+	44

		1
	O方式)や、地方公共団体等が資金調達と施設の所有を行い、民間が施設を建設し、運営を担うDBO方式等があります。	
高度経済成長期	日本では昭和 29 年 12 月から昭和 48 年 11 月までの経済規模が飛躍的 に成長した時期を指します。	7
国庫支出金	国が地方公共団体に対して交付する支出金のうち、その使途が特定されているものを言います。 よって、地方交付税など、使途が特定されていないものは、これに含まれません。	27
 さ	よれません。 	
	CT-V	ninxx
用語	解説	脚注
財政調整基金	地方公共団体において、年度間の財政不均衡を調整するために積み立 てられた積立金のことです。 経済情勢の変化や災害等による大幅な収入減少や支出の増加等に備 え、決算において実質収支が生じた場合、積み立てを行っているもので す。	29
サウンディング型 市場調査	事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法です。また、対象事業の検討の段階で広く対外的に情報提供することにより、当該事業への民間事業者の参入意欲の向上が期待されます。	37
事後保全	施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う 管理手法です。	31
施設公共性	本計画においては、公共施設が担う機能について、市が行う必要性や 民間施設の代替性によって評価します。具体的には、提供する行政サー ビスが選択的であるのか、必需的であるのか、また、そのサービスに市 場性があるのか、ないのかといった観点で評価を行います。	36
指定管理者制度	市の認定を受けた「指定管理者」が公の施設を管理する制度です。指 定管理者は民間事業者やNPO法人などの団体から、市議会の決議を経 て市が指定します。	38
受益者負担	特定の公共事業に必要な経費に係る財源の一部に充てるため、その事業によって特別の利益を受ける人々から、その受ける利益の程度を考慮しつつ課徴する負担金のことです。	33
少子高齢化	出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に 占める子どもの割合が低下し、高齢者の割合が高まることです。	4
生産年齢人口	⇒年齢階層別人口	26
総合劣化度	本計画においては、経年劣化度と現況劣化度から総合的な施設の劣化度を評価します。経年劣化度とは、構造に基づき、何年経過したかを指し、現況劣化度とは、建物の各部位の劣化状況を指すこととします。なお、部位の対象は安全性を考慮し屋根および外壁とします。	35

た		
用語	解説	脚注
大規模改修	大きな建造物の基本性能(安全性、衛生性および快適性)を維持する ために定期的(10~30年ごと)に実施される修繕のことです。	12
対症療法	根本的な対策とは離れて、表面に表れた状況に対応して物事を処理することです。	45
耐用年数	機械・設備などの、経済的に使用可能な見積期間のことです。	16
長寿命化	建物を計画的に保全することにより、劣化の進行を遅らせ、長期間建 物を使用することです。	5
投資的経費	公共建築物や都市基盤施設などの社会資本の整備に要する経費のこと です。	20
特定目的基金	特定の事業等を実施するための資金を積み立てる目的で設ける基金です。	30
な		
用語	解説	脚注
年少人口	⇒年齢階層別人口	25
年齢階層別人口	65 歳以上の人口を老年人口、15 歳~64 歳の人口を生産年齢人口、15 歳未満の人口を年少人口とする区分です。	23
延床面積	建築物の各階の床面積の合計のことを言います。	8
は		
用語	解説	脚注
	「ピクトグラム」または「案内用図記号」とも言います。	
ピクトサイン	一般に「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示す ために表示される視覚記号(サイン)の一つです。	41
ピクトサイン 非保有手法		34
	ために表示される視覚記号 (サイン) の一つです。 公共施設を保有せず公共サービスを提供する手法です。具体的には、 民間サービスによる代替や、民間施設の借り上げ方式、リース方式等が あります。地方公共団体等が施設を保有しないため、短い事業期間や需 要の変動に比較的柔軟に対応できること、施設の所有権が民間事業者に	
非保有手法	ために表示される視覚記号(サイン)の一つです。  公共施設を保有せず公共サービスを提供する手法です。具体的には、 民間サービスによる代替や、民間施設の借り上げ方式、リース方式等が あります。地方公共団体等が施設を保有しないため、短い事業期間や需要の変動に比較的柔軟に対応できること、施設の所有権が民間事業者に あるため、民間の裁量が比較的大きいこと等がメリットとされています。	34

や		
用語	解説	脚注
やさしい日本語	普段使われている言葉を外国人等にもわかるように配慮した簡単な日	
	本語のことです。 平成7年の阪神・淡路大震災において、日本語を十分に理解できない 外国人がたくさん被害を受けたことをきっかけとして、災害発生時にで	42
	きるだけ早く正しい情報を得られ、適切な行動を取れるように考え出されました。	
有形固定資産減価 償却率	有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額 の割合を示したもので、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過 しているのかを把握する指標です。	11
ユニバーサル デザイン	障害のある人・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などデザインをすることです。	40
幼保連携型認定こ ども園	認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所 の両方の良さを併せ持っている施設です。その中でも幼保連携型は、幼 稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、 認定こども園としての機能を果たす類型を指します。	43
予測保全	対象物の損傷や劣化の兆候から今後の状態を予測し、予防的な修繕を 図る管理手法です。「予知保全」または「状態監視保全」とも言います。	19
予防保全	損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能 の保持・回復を図る管理手法です。	15
6		
用語	解説	脚注
ライフサイクル	施設等の計画・設計・施工から、維持管理、最終的な解体・廃棄まで	18
コスト	に要する費用の総額です。	
ランニングコスト	建物・装置などを維持・管理・稼動するための費用のことです。	2
老朽化	年数の経過に伴い、躯体や構成材が物理的あるいは化学的に劣化する ことです。	9
老年人口	⇒年齢階層別人口	24

# 彦根市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 (2016 年) 3 月策定 令和 4 年 (2022 年) 3 月改訂

彦根市 総務部働き方・業務改革推進課 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 電話 0749-22-1411 (代表) FAX 0749-22-1398 (代表)